

調布市バリアフリー基本構想

～地区別計画～

(案)



パラハートちょうふ

つなげよう、ひろげよう、共に生きるまち

令和4年●月

調布市

<市長あいさつ 掲載ページ>

目次

序章	1
1 バリアフリー法に関する社会的経緯と概要	1
(1) バリアフリー法に関する社会的経緯	1
(2) 改正バリアフリー法の概要	2
(3) 移動等円滑化促進方針・移動等円滑化基本構想で定める事項	4
2 策定の背景と目的	5
3 位置づけ	6
4 策定体制と策定の流れ	7
(1) 策定体制.....	7
(2) 策定の流れ.....	8
5 調布市におけるこれまでのバリアフリー化の取組の概要	9
(1) アンケート調査の主な結果と課題.....	10
(2) まちあるき点検による主な課題	11
(3) 特定事業等進捗状況調査の主な結果と課題	12
第1章 調布駅・布田駅・国領駅周辺地区バリアフリー基本構想	13
1 重点整備地区の基本的な方針	13
2 重点整備地区の位置及び区域	14
(1) 重点整備地区	14
(2) 生活関連施設	14
(3) 生活関連経路	17
3 移動等円滑化に関する事項.....	21
(1) 公共交通の移動等円滑化	21
(2) 道路の移動等円滑化.....	21
(3) 交通安全(信号機等)の移動等円滑化.....	22
(4) 建築物(路外駐車場を含む)の移動等円滑化	22
(5) 公園の移動等円滑化.....	22
4 特定事業の内容	23
(1) 公共交通特定事業	27
(2) 道路特定事業	30

(3) 交通安全特定事業	48
(4) 建築物特定事業	49
(5) 都市公園特定事業	71
(6) 路外駐車場特定事業	73

第2章 飛田給駅周辺地区バリアフリー基本構想..... 75

1 重点整備地区の基本的な方針	75
2 重点整備地区の位置及び区域	76
(1) 重点整備地区	76
(2) 生活関連施設	76
(3) 生活関連経路	78
3 移動等円滑化に関する事項.....	81
(1) 公共交通の移動等円滑化	81
(2) 道路の移動等円滑化.....	81
(3) 交通安全(信号機等)の移動等円滑化.....	82
(4) 建築物の移動等円滑化	82
4 特定事業等の内容	83
(1) 公共交通特定事業	85
(2) 道路特定事業	88
(3) 交通安全特定事業	94
(4) 建築物特定事業	95
(5) その他の事業	101

第3章 京王多摩川駅周辺地区バリアフリー基本構想..... 103

1 重点整備地区の基本的な方針	103
2 重点整備地区の位置及び区域	104
(1) 重点整備地区	104
(2) 生活関連施設	104
(3) 生活関連経路	106
3 移動等円滑化に関する事項.....	109
(1) 公共交通の移動等円滑化	109
(2) 道路の移動等円滑化.....	109
(3) 交通安全(信号機等)の移動等円滑化.....	110

(4) 建築物(路外駐車場を含む)の移動等円滑化	110
(5) 公園の移動等円滑化.....	110
4 特定事業の内容	111
(1) 公共交通特定事業	113
(2) 道路特定事業	116
(3) 交通安全特定事業	120
(4) 建築物特定事業	121
(5) 都市公園特定事業	125
(6) 路外駐車場特定事業	125
第4章 市全域で取り組む事業	127
1 教育啓発特定事業	128
2 人的対応・接遇.....	128
3 情報提供.....	129
4 通学路の安全対策	129
5 施設整備におけるバリアフリー.....	130
6 自転車走行空間の整備, 放置自転車対策等	130
7 障害者スポーツの振興.....	131
8 災害に備えた対策	131
9 工事中のバリアフリー.....	131
10 福祉施策等との連携促進	132
11 高齢者, 障害者等の意見を反映する仕組み	132
第5章 バリアフリー基本構想の推進	133
1 基本構想の周知・啓発	133
2 特定事業計画の作成及び特定事業の実施	133
3 当事者意見の反映に留意した継続的な評価・検討.....	134

資料	135
1 調布市バリアフリー推進協議会要綱・委員	135
2 パブリック・コメント手続の概要	138
用語集	139

文中で※を付けた用語は,用語集に説明文を記載しています。

序章

1 バリアフリー法に関する社会的経緯と概要

(1) バリアフリー法に関する社会的経緯

ア ハートビル法と交通バリアフリー法

今日の我が国では、本格的な高齢社会の到来やノーマライゼーション^{*}の理念の浸透、ユニバーサルデザイン^{*}の考え方の導入により、あらゆる人の利用を念頭に置いた環境づくりが求められています。こうした背景の中、平成6年に不特定多数の人たちや主に高齢者、身体障害者等が利用する建築物のバリアフリー^{*}化を進めるため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（以下「ハートビル法」という。）が制定されました。

このほか、平成12年に公共交通機関と駅などの旅客施設周辺を中心とした地区のバリアフリー化を推進するため、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」という。）が制定されました。

イ バリアフリー法

より一体的・連続的な移動空間を形成するための総合的なバリアフリー施策の推進を目的に、平成18年にハートビル法と交通バリアフリー法が統合され、新たに「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）が制定されました。

ウ 改正バリアフリー法

平成26年に批准した国連の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）^{*}」、平成28年に施行された「障害者差別解消法^{*}」などを受け、共生社会を実現し、社会的障壁を除去する法の理念を明確に示すとともに、東京2020大会の開催を契機とした更なる取組の推進を図るため、バリアフリー法が改正されました（平成30年11月一部施行・平成31年4月全部施行）。さらに、施設管理者によるソフト^{*}面の対策強化や心のバリアフリー^{*}の更なる取組の推進を図るための改正も行われました（令和2年6月一部施行、令和3年4月全部施行）。

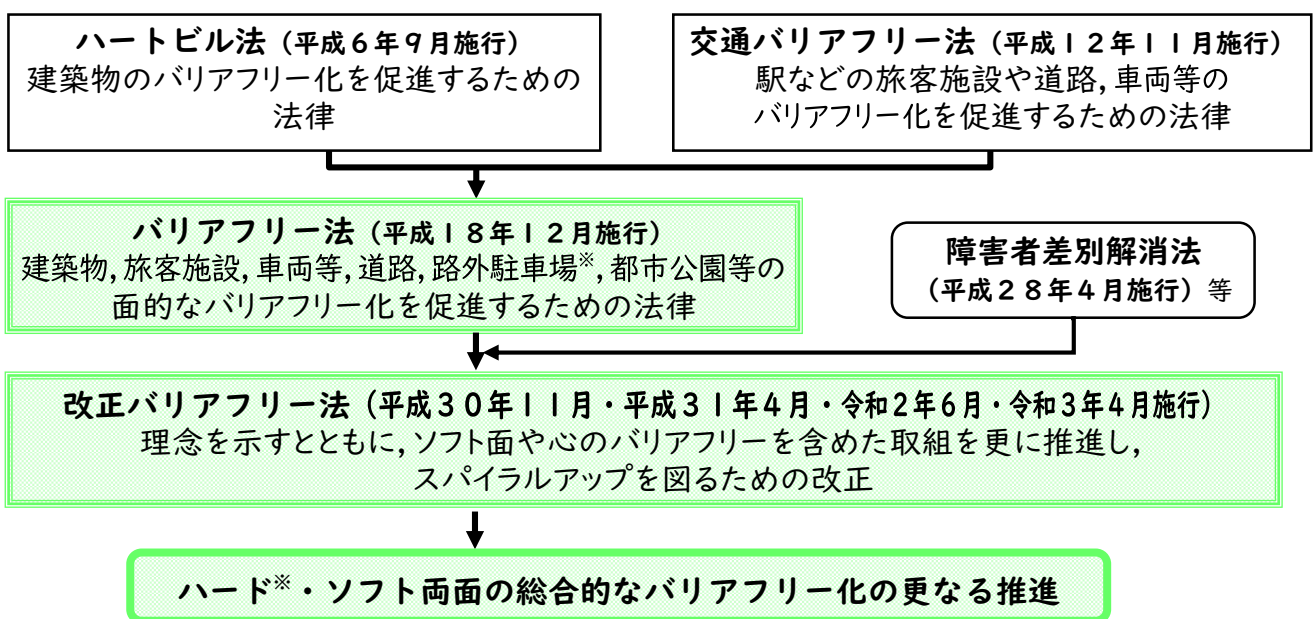


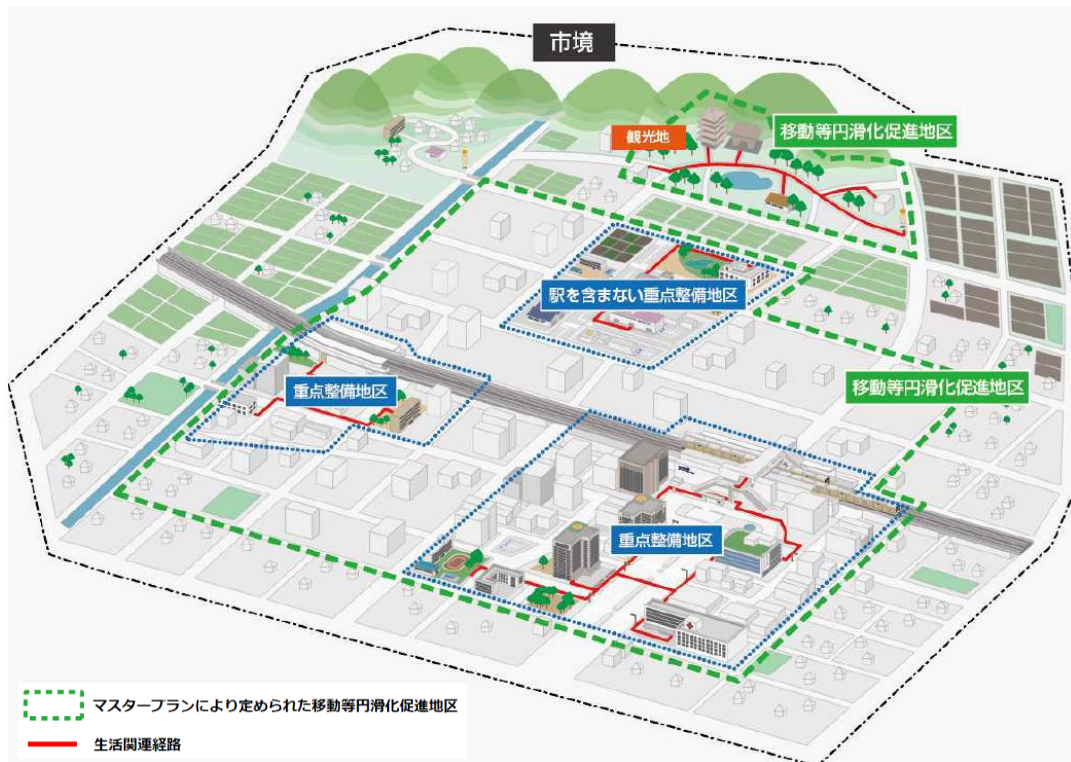
図 0.1 バリアフリー法に関する社会的経緯

(2) 改正バリアフリー法の概要

ア 目的

改正バリアフリー法では、高齢者、障害者等^{*}の移動や施設利用の利便性や安全性向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設等のバリアフリー化を促進することとされています。

また、同法では、旅客施設を中心とした地区や高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（移動等円滑化促進地区、重点整備地区）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園及び信号機等の「面的・一体的なバリアフリー化」を推進するために市町村が作成するものとして、移動等円滑化促進方針や移動等円滑化基本構想が規定されています。



出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（国土交通省）

図 0.2 移動等円滑化促進方針・移動等円滑化基本構想のイメージ

イ 法律の枠組み

改正バリアフリー法では、基本理念が示されるとともに、新設等される旅客施設、車両等、道路、路外駐車場、都市公園及び建築物に対する移動等円滑化基準^{*}への適合義務や既存施設に対する移動等円滑化基準への適合努力義務が定められています。

また、移動等円滑化促進方針及び移動等円滑化基本構想制度によって、バリアフリー化の重点的かつ一体的な推進を図る枠組みを定めています。併せて、心のバリアフリーの推進や当事者による評価を行うこととしています。

次ページに法律の概要を整理したものを示します。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の概要

※法改正の内容について、**橙字**は平成30年11月1日、平成31年4月1日施行
緑字は令和2年6月19日施行
青字は令和3年4月1日施行

1. 基本理念

バリアフリー法に基づく措置は、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に資することを旨として行われなければならないことを基本理念として明記

2. 国が定める基本方針

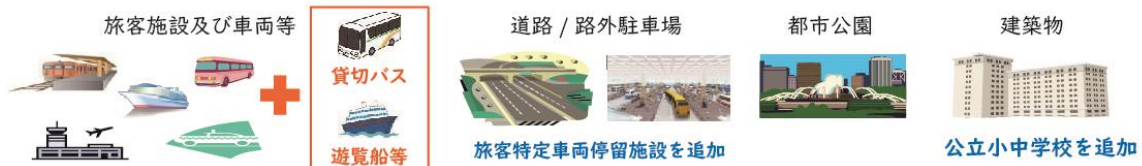
- 移動等円滑化の意義及び目標
- 国民の理解の増進及び協力の確保に関する事項
- 施設設置管理者が講ずべき措置
- 情報提供に関する事項
- 移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の指針
- その他移動等の円滑化の促進に関する事項
- 基本構想の指針

3. 国、地方公共団体、施設設置管理者、国民の責務

4. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

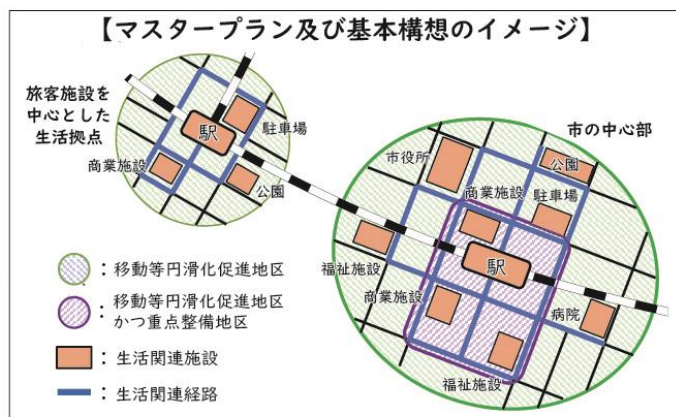
- ハード面の移動等円滑化基準の適合については、新設等は義務、既存は努力義務
- 新設等・既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進
- 各施設設置管理者に対し、**情報提供、優先席、車椅子用駐車施設等の適正利用推進のための広報・啓発活動の努力義務**
- 公共交通事業者等に対し、以下の事項を義務・努力義務化
 - ・旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関するソフト基準の遵守(新設等は義務、既存は努力義務)
 - ・他の公共交通事業者等からの協議への応諾義務
 - ・旅客支援、職員に対する教育訓練の努力義務
 - ・**ハード・ソフト取組計画の作成・取組状況の報告・公表義務(一定規模以上の公共交通事業者等)**

【バリアフリー化基準適合義務の対象施設】



5. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

- ・市町村が作成する**マスタープラン**や基本構想に基づき、地域における重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進
- ・基本構想には、ハード整備に関する各特定事業及び「心のバリアフリー」に関する**教育啓発特定事業**を位置づけることで、関係者による事業の実施を促進(マスタープランには具体的な事業について位置づけることは不要)
- ・**定期的な評価・見直しの努力義務**



6. 当事者による評価

- ・**高齢者・障害者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握・評価(移動等円滑化評価会議)**

国土交通省資料から作成

(3) 移動等円滑化促進方針・移動等円滑化基本構想で定める事項

市町村は、国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針^{*}」に基づき、移動等円滑化促進地区・重点整備地区について、移動等円滑化促進方針及び移動等円滑化基本構想を策定するよう努めることとされています。

移動等円滑化促進方針及び移動等円滑化基本構想で定めるべき事項は概ね重複していますが、移動等円滑化基本構想では、重点整備地区において、面的・一体的なバリアフリー化を推進するために必要な事業を特定事業^{*}として定めることとしています。

表 0.1 移動等円滑化促進方針・移動等円滑化基本構想で定める事項

移動等円滑化促進方針で定める事項 (バリアフリー法第24条の2)	移動等円滑化基本構想で定める事項 (バリアフリー法第25条)
<ul style="list-style-type: none"> 移動等円滑化促進地区の位置及び区域 	<ul style="list-style-type: none"> 重点整備地区の位置及び区域
<ul style="list-style-type: none"> 生活関連施設[*]及び生活関連経路[*]並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
<ul style="list-style-type: none"> 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> 移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項
<ul style="list-style-type: none"> その他移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項
<ul style="list-style-type: none"> 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針について定めるよう努める 	<ul style="list-style-type: none"> 重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針について定めるよう努める
<ul style="list-style-type: none"> 市町村が行う移動等円滑化促進地区に所在する旅客施設の構造及び配置その他の移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項を定めることができる 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が行う重点整備地区に所在する旅客施設の構造及び配置その他の移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項を定めることができる
<ul style="list-style-type: none"> 移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのあるものの届出について定める 	—

2 策定の背景と目的

調布市は、平成9年に「調布市福祉のまちづくり条例」を制定し、建築物や道路、公園、交通施設等について、施設のバリアフリー化を進めてきました。

また、平成19年2月に交通バリアフリー法に基づく「調布市交通バリアフリー基本構想」を策定し、平成22年度を目標として、旅客施設やバス車両、道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進してきました。

さらに、平成24年3月にバリアフリー法に基づく「調布市バリアフリー基本構想」（以下「旧基本構想」という。）を策定し、従来の計画に加え、建築物を含めたバリアフリー化事業を設定するとともに、市としてのバリアフリーの考え方を明らかにし、市内における移動や施設利用の利便性、安全性の向上を目指した取組を推進してきました。

この旧基本構想の目標年次が令和2年度末であることや先に示したバリアフリー法に関する社会的経緯を踏まえると、バリアフリーのまちづくりに向けた更なる取組の推進が必要なことから、改正バリアフリー法に基づき内容の見直しを行い、バリアフリー化を促進する地区とその方針について定める「調布市バリアフリーマスタープラン」（以下「マスタープラン」という。）と、令和3年度以降の移動等円滑化に向けた具体的な事業を位置づける「調布市バリアフリー基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定しました。

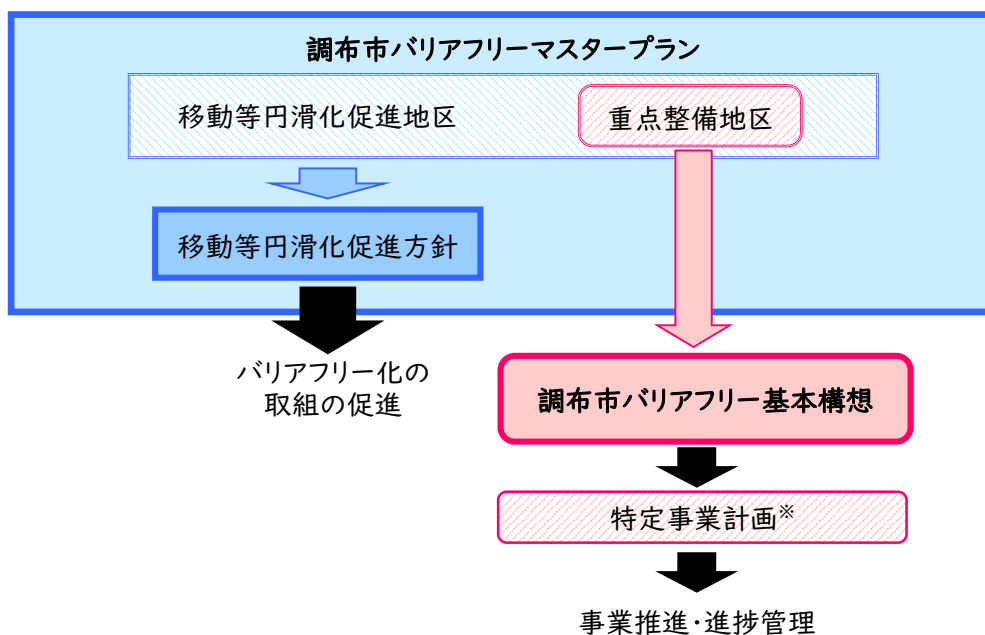


図 0.3 マスタープラン及び基本構想の枠組み

3 位置づけ

マスタープラン及び基本構想は、調布市の最上位計画である調布市総合計画とバリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき定めます。また、関連する条例及び調布市の関連計画と整合・連携を図りながら実現していきます。

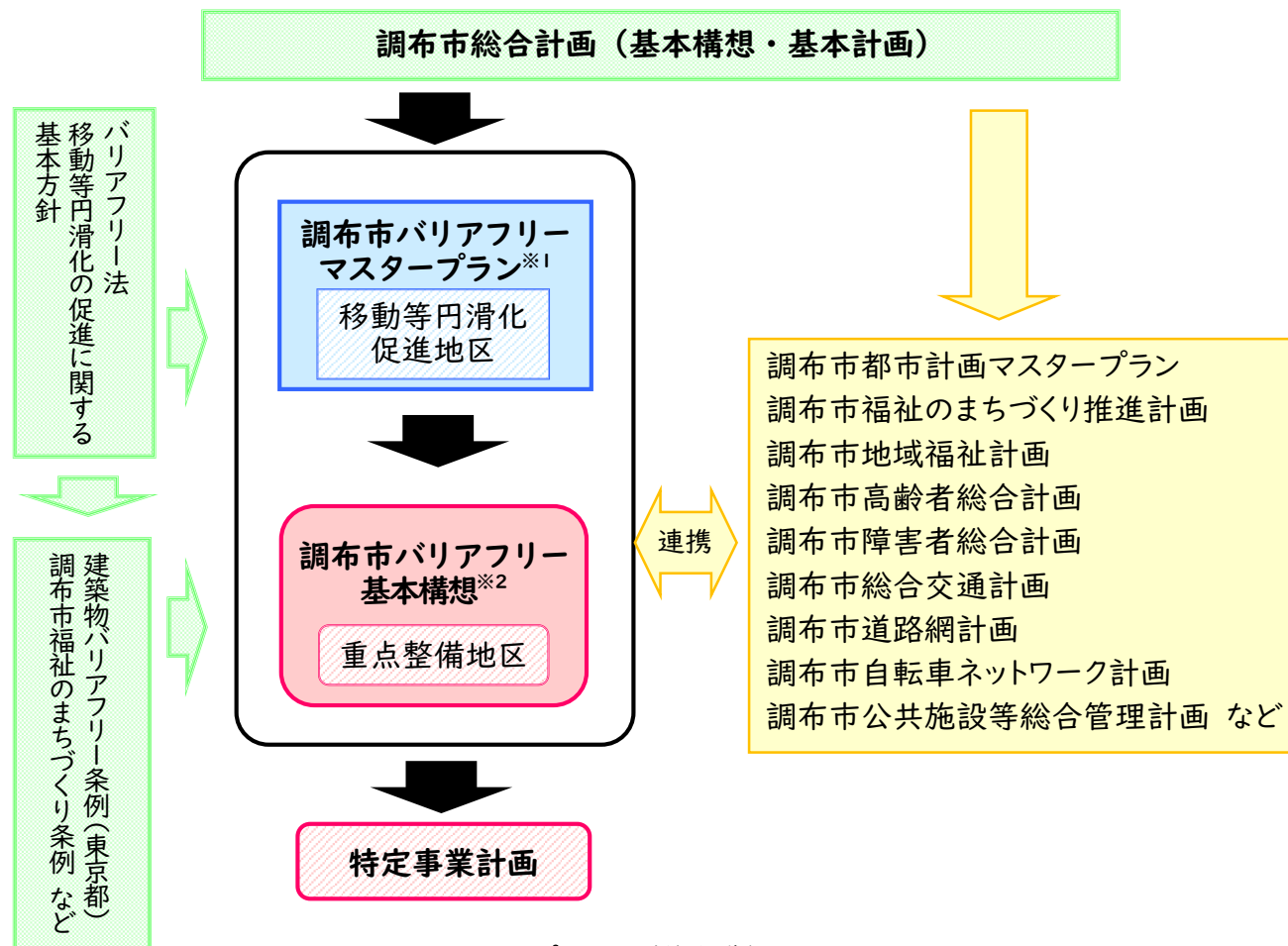


図 0.4 マスタープラン及び基本構想の位置づけ

※1 調布市バリアフリーマスタープラン：全市及び移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化の促進に向けた方針を示したもの。

※2 調布市バリアフリー基本構想：重点整備地区を位置づけ、具体的な特定事業を定めるもの。

4 策定体制と策定の流れ

(1) 策定体制

マスタープラン及び基本構想の策定に当たっては、市民、学識経験者、商工関係者、福祉関係者、公共交通事業者、行政関係者など様々な関係者の協力のもと、調布市バリアフリー推進協議会及び3つの作業部会による体制を基本として、それぞれが連携しながら検討を進めました。

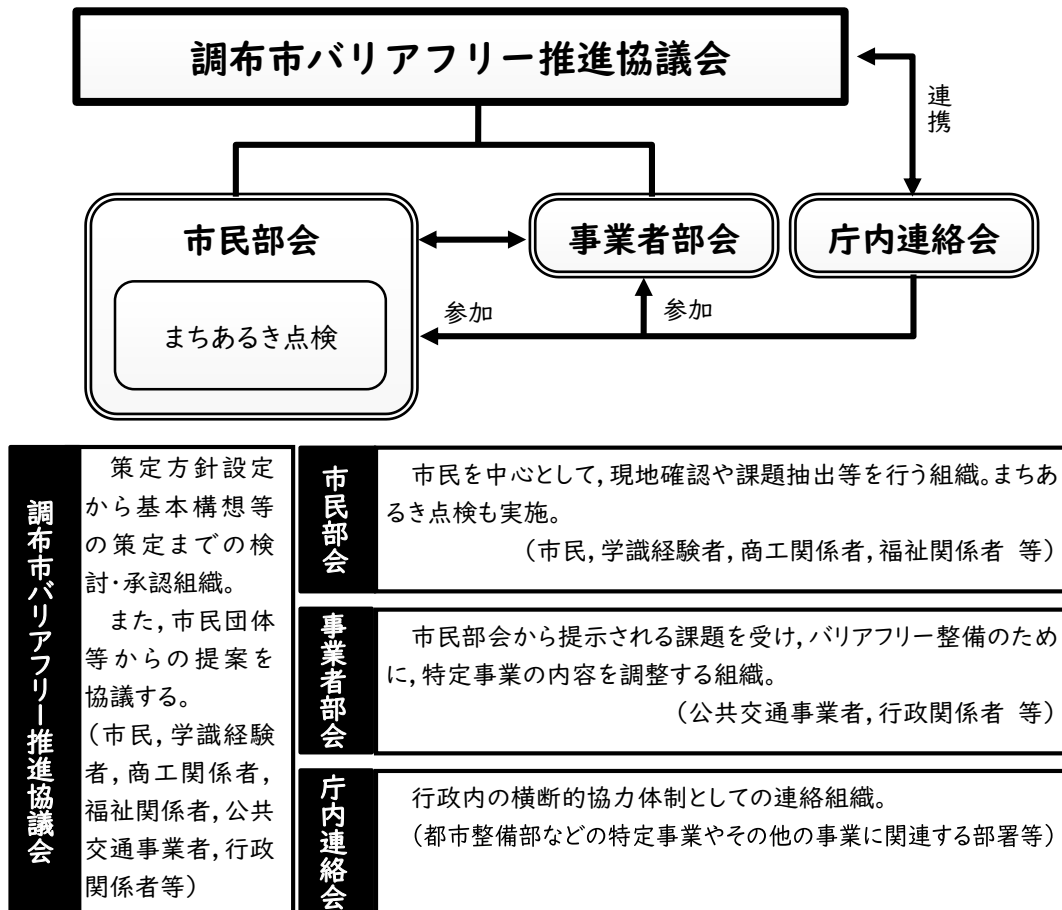


図 0.5 マスタープラン及び基本構想の策定体制

(2) 策定の流れ

令和2年度は、現況の整理や旧基本構想の評価を踏まえ、マスタープラン及び基本構想の策定に向けた課題や方針について検討しました。

さらに、令和3年度は、協議会やまちあるき点検等の結果を踏まえ、移動等円滑化促進地区及び重点整備地区を設定するとともに、バリアフリー方針や特定事業内容、全市における取組、推進・評価の考え方を検討し、パブリック・コメント手続^{*}を経て、令和4年3月に策定しました。

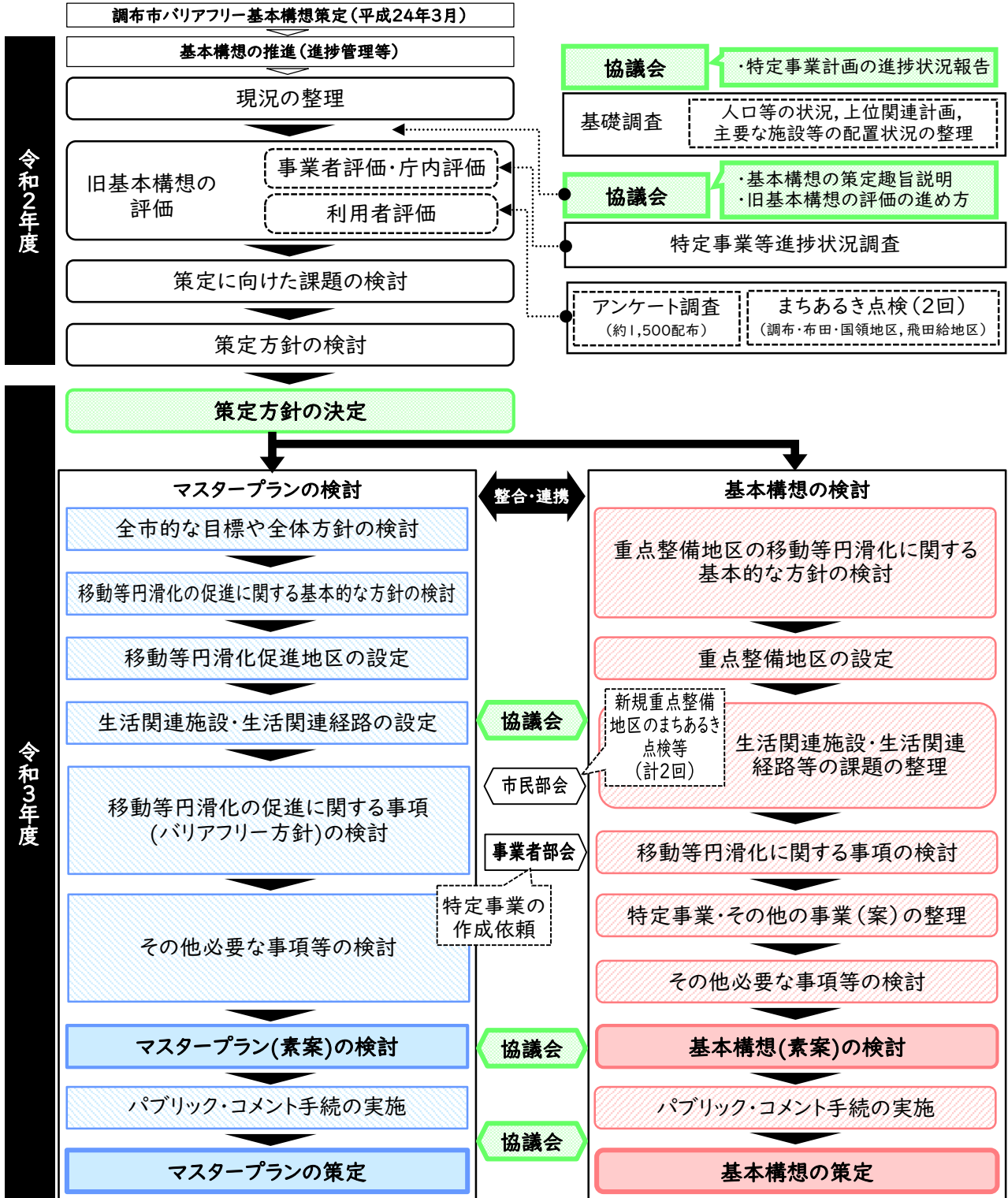


図 0.6 マスタープラン及び基本構想の策定の流れ

5 調布市におけるこれまでのバリアフリー化の取組の概要

旧基本構想の評価や新たな課題の整理等を目的に、アンケート調査やまちあるき点検等を実施しました。

表 0.2 各調査の目的・概要

調査項目	調査目的	調査概要
アンケート調査	○利用者の視点からバリアフリー状況の評価比較や更なる課題を抽出し、また、情報バリアフリーの観点から外国人向け調査を実施。	アンケート調査 ○対象者：高齢者、障害者、子育て世代を基本とした市民全般 ○配布数：1,562票 ○回収数：454票（回収率29.1%） 外国人アンケート調査 ○直接配布・回収：11票
まちあるき点検	<令和2年度> ○旧基本構想の重点整備地区を対象に、施設や道路等のバリアフリー整備後の状況を現地確認し、良い点や改善点を把握。	○地区：調布駅周辺及び飛田給駅周辺 ○調査対象：調布クレストンホテル、調布パルコ、文化会館たづくり、飛田給駅、飛田給駅南口駅前広場、調布都市計画道路※3・4・33号線、飛田給駅入口交差点
	<令和3年度> ○新規重点整備地区の施設や道路等を対象に現地確認し、バリアフリー課題を整理。	○地区：京王多摩川駅周辺 ○調査対象：京王多摩川駅、下石原小島線、京王閣競輪場、昭和信用金庫多摩川支店、調布市シルバー人材センター、こころの健康支援センター、京王多摩川さくら広場
特定事業等進捗状況調査	○旧基本構想の特定事業等の実施状況や未実施事業の要因等を把握し、進捗状況进行评估。	○調査対象：重点整備地区の特定事業設定事業者、促進地区・展開地区の関係事業者 ○調査項目：令和2年度末時点の事業実施状況／次期基本構想への事業継続意向／未完了事業の理由と今後の実施可能性 他
庁内照会	○市内のバリアフリー化の推進に向けたソフト施策に関する具体的な取組内容を庁内で共有し、マスタープラン及び基本構想への反映を検討。	○各所管課で実施中又は今後予定するソフト施策の取組内容について意見照会を実施。

(1) アンケート調査の主な結果と課題

ア 調査結果

各指標（5段階評価）を点数化して比較した結果、総合評価が最も高かったのは飛田給駅（3.67）であり、最も低かったのは柴崎駅（2.67）、次いで京王多摩川駅（2.73）、調布駅（3.16）でした。

表 0.3 アンケート調査結果（鉄道駅及び鉄道駅周辺の道路の利用しやすさ）

駅名	鉄道駅			旅客施設 の 評価	道 路			道路の 評価	総合評価	順位
	移動の しやすさ	案内の分 かりやすさ	設備の使 いやすさ		歩道	交差点・ 横断歩道	案内			
仙川駅	3.76	3.61	3.71	3.69	2.74	2.97	3.38	3.03	3.36	4
つつじヶ丘駅	3.59	3.40	3.49	3.49	2.60	3.00	3.23	2.94	3.22	6
柴崎駅	2.48	3.11	3.00	2.86	2.00	2.35	3.06	2.47	2.67	9
国領駅	3.62	3.42	3.48	3.51	3.36	3.11	3.18	3.22	3.36	4
布田駅	3.80	3.67	3.80	3.76	3.40	3.67	3.44	3.50	3.63	2
調布駅	3.20	3.23	3.37	3.27	3.02	2.97	3.14	3.04	3.16	7
西調布駅	3.73	3.50	3.64	3.62	3.00	3.22	3.11	3.11	3.37	3
飛田給駅	4.00	3.63	4.00	3.88	3.69	3.19	3.50	3.46	3.67	1
京王多摩川駅	2.75	2.86	2.50	2.70	2.86	2.43	3.00	2.76	2.73	8
全体平均	3.44	3.38	3.44	3.42	2.96	2.99	3.23	3.06	3.24	

青字：全体平均よりも点数が低い項目

イ 課題の整理

アンケート調査の自由意見等を踏まえ、主な課題を以下に示します。

表 0.4 アンケート調査から示された主な課題等

項目	主な課題等
旅客施設	<ul style="list-style-type: none"> ・調布駅：平成17年度の評価を大きく上回ったものの、利用者が多いことから、未だ課題も挙がっている。 ・京王多摩川駅：エレベーター・トイレの改良に関する指摘が多く、更なるバリアフリー化に向けた整備等が必要。
路線バス・ミニバス・タクシー	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バス：ノンステップバス※の普及を推進するとともに、乗務員教育の強化や道路管理者との連携によるバス停の整備等が必要。 ・ミニバス：利用者数に応じたバス本数やコースの見直しなどにより一層利用しやすい環境整備が必要。 ・タクシー：ユニバーサルデザインタクシー※の普及を推進する必要。
道路・信号機	<ul style="list-style-type: none"> ・仙川駅、京王多摩川駅、調布駅周辺の道路においては、案内の充実に関する指摘が多く、複雑化・多様化する情報を分かりやすく伝達する案内表示が必要。 ・信号機については、音響式信号機の増設や広幅員道路における青時間の延長等に関する指摘が多く、更なる信号機のバリアフリー化が必要。
建築物（駐車場を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ハード面では段差の有無、エレベーターの有無や広さ、出入口・通路の幅員、車いす利用者用トイレの有無や設備の使い勝手、授乳室・おむつ交換台の有無等、ソフト面では職員等による人的対応、案内表示の分かりやすさ、駐車場・駐輪場の使い勝手等に関する意見が多い。
公園	<ul style="list-style-type: none"> ・段差の有無や園路の平坦性、車いす利用者用トイレの有無、休憩施設（ベンチ等）の有無等に関する意見が多く、市としてこれらの方針を示し公園のバリアフリー化の推進が必要。
心のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルプマーク※の普及やルール・マナーの啓発、子どもへのバリアフリー教育の充実など市民・事業者の心のバリアフリーの普及・啓発に向けた取組が必要。
情報バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー設備の情報提供や分かりやすさの向上、案内板の不足等の指摘があり、事業者への情報バリアフリーの普及・啓発に向けた取組が必要。 ・やさしい日本語の使用や緊急時における外国語での情報提供が必要。

(2) まちあるき点検による主な課題

まちあるき点検で出された意見から、各施設や経路のバリアフリー化における共通の課題となる指摘事項を以下に示します。

表 0.5 まちあるき点検から示された主な課題

項目		共通のバリアフリー課題
施設	トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす使用者用トイレを設置してほしい。また、性的少数者(LGBTQ[*]等)への配慮や異性介助の点から、男女共用トイレの整備も今後の課題である。 ・車いす使用者用トイレを設置する場合は、大型車いすの使用や介助者の同伴を想定した十分な広さを確保してほしい。 ・車いす使用者用トイレを2か所以上設置する場合は、それぞれ便座の向きを反対にして、左麻痺・右麻痺の両方に対応できるように配慮してほしい。 ・可能な限り、一般トイレにも、車いす使用者等が利用できる広めの個室を設けてほしい。 ・ベビーチェアやベビーベッドは男女別トイレに設置し、分かりやすい案内を表示してほしい。
	エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーター内には、車いす使用者が足元まで確認できる鏡を設置してほしい。 ・車いす使用者等の優先利用について、分かりやすい場所に案内を表示するなど、利用者へのマナー啓発に努めてほしい。
	インフォメーション	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口から分かりやすい位置への設置に努めるとともに、視覚障害者等が単独でもたどり着けるような工夫が必要である。 ・車いす使用者が利用しやすい高さのカウンターを設置してほしい。
	視覚障害者誘導用ブロック	<ul style="list-style-type: none"> ・室内に視覚障害者誘導用ブロック[*]を敷設する場合は、JIS[*]規格で床面との輝度比[*]を確保した室内用のものを敷設してほしい。また、出入口から受付までの間を敷設するなど、障害当事者参加のもと敷設方法を検討する必要がある。
	案内表示	<ul style="list-style-type: none"> ・案内サイン[*]は、知的障害者等にも認識しやすいデザインにするとともに、カラーユニバーサルデザイン[*]に配慮した配色とする必要がある。 ・触知案内図を設置する場合は、音声案内等により視覚障害者が設置位置を把握できるようにする必要がある。
	人的対応・心のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・インフォメーション等に手話のできる係員やハートフルアドバイザー[*]等の資格を持った係員を常駐させてほしい。
経路	歩道等	<ul style="list-style-type: none"> ・2m以上の幅員を確保し、平坦でがたつきのない舗装がよい。
	横断歩道等 接続部	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者が歩道と車道の区別ができ、かつ、車いす使用者が円滑に通行できるように、歩車道境界の段差は1cm程度が望ましい。
	視覚障害者誘導用ブロック	<ul style="list-style-type: none"> ・連続的に設置する場合は、なるべく直線となるように配置し、蛇行や屈折を最低限とする必要がある。 ・視覚障害者誘導用ブロックの両側(60cm程度)は、柵やポラード[*]等の障害物を設けないようにする必要がある。
	バス停	<ul style="list-style-type: none"> ・バス停に停車する際は、乗り降りしやすいように、バスを歩道に正着[*]してほしい。
	信号機	<ul style="list-style-type: none"> ・音響式信号機[*]のボタンは、タッチ式の方が使い勝手が良い。

(3) 特定事業等進捗状況調査の主な結果と課題

ア 事業全体の着手率・完了率

着手率は計画上の数値よりも0.3%高く、完了率は7%低い状況です。いずれの未完了事業も、基本構想への事業継続（見直しを含む）の意向があることから、引き続き事業推進を図ります。

表 0.6 各特定事業の現在の着手率と完了率（令和2年度末時点）

	着手率 ※ ¹	完了率 ※ ²
特定事業全体	82.3%	63.6%
・公共交通特定事業	100.0%	100.0%
・道路特定事業	89.8%	54.8%
・交通安全特定事業	100.0%	100.0%
・建築物特定事業	78.8%	67.2%
・準生活関連施設※（その他の事業）	61.7%	43.8%
・全市的に取り組む事業	94.7%	83.3%
計画上の令和2年度末時点の着手率・完了率	82.0%	70.6%

※1 着手率：全事業のうち着手した事業の割合

※2 完了率：継続事業を除く事業のうち完了した事業の割合

イ 課題の整理

事業の進捗状況を踏まえた、特定事業種別の主な課題を以下に示します。

表 0.7 主な課題等

事業の対象	実施状況	今後の課題等
公共交通	着手済	<ul style="list-style-type: none"> ・継続事業を除く全特定事業が完了。 ・引き続き、人的対応・心のバリアフリー等の継続事業の推進が必要。 ・また、役務の提供の方法に関する基準（ソフト基準）や視覚障害者のエスカレーター利用のための誘導案内方法等について、国の動向を踏まえた検討が必要。
道路	ほぼ着手済	<ul style="list-style-type: none"> ・調布駅・布田駅・国領駅周辺地区の着手率は85.7%に対し完了率は45.7%と低い。 ・未着手事業の事業化や令和7年度の完成に向けた調布駅前広場の事業推進が必要。
交通安全	着手済	<ul style="list-style-type: none"> ・継続事業を除く全特定事業が完了（生活関連経路上の信号機のバリアフリー化を含む）。 ・引き続き、エスコートゾーン※の設置や自転車利用者へのマナー啓発等の推進が必要。
建築物	未着手事業への対応が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・調布駅・布田駅・国領駅周辺地区の着手率は75.2%、完了率は63.9%、また、飛田給駅周辺地区の準生活関連施設の着手率は61.7%に対し完了率は43.8%と低い。 ・引き続き、未完了事業の推進が必要。 ・未着手事業や大規模改修等を伴う実施時期未定の事業について、引き続き事業の推進が必要。 ・特定事業に新たに追加された「教育啓発特定事業」について、民間施設を含めて積極的な位置づけに向けた調整が必要。
全市的に取り組む事業	ほぼ着手済	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、継続事業の推進が必要。

第1章 調布駅・布田駅・国領駅周辺地区バリアフリー基本構想

1 重点整備地区の基本的な方針

本地区は、旧基本構想から重点整備地区に設定しており、特定事業計画に基づき公共交通や道路、建築物等のバリアフリー化を進めてきました。また、京王線連続立体交差事業^{*}が平成26年度に完了し、駅前広場や周辺道路（都市計画道路等）の整備、市街地再開発事業や鉄道敷地の活用の検討が進められ、都市基盤の再整備によるまちの変化が著しい地区となっています。

本地区の移動等円滑化に関する基本的な方針は、マスタープランで示す以下の基本目標の達成を基本とします。また、駅前広場の整備や市街地再開発事業などの関連事業との連携を図り、より実効性の高い計画とします。

<基本目標>

■実現性

目標年次を令和12年度に設定します。重点整備地区の基本構想では、事業実施時期を短期（～令和7年度）・中期（令和8年度～令和12年度）・長期（令和13年度以降）の3段階に設定します。

■継続性

マスタープラン及び基本構想に基づき、事業等の進捗管理を含めた継続的な生活環境のバリアフリー化の実現に取り組みます。

■発展性

マスタープラン及び基本構想で得た知見や技術等を活用し、市全域への展開を図るとともに、関連事業の進捗状況に併せた段階的な対応や法改正への対応等について、柔軟に対応します。

バリアフリー化に当たっては、旧基本構想で位置づけた特定事業のうち、未完了の事業あるいは継続的に実施する事業を引き続き推進するとともに、今回新たに追加した生活関連施設及び生活関連経路においても、積極的に特定事業を位置づけ、バリアフリー化に取り組んでいきます。

2 重点整備地区の位置及び区域

(1) 重点整備地区

重点整備地区は、生活関連施設及び生活関連経路を含み、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であり、バリアフリー化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区になります。また、総合的に都市の機能を向上させるうえで、有効かつ適切な地区を含む範囲を設定します。

旧重点整備地区である「調布駅・布田駅・国領駅周辺地区」は、未完了事業があることや駅前広場の整備や市街地再開発事業などが進められていることから、引き続き重点整備地区に設定します。(面積:約204ha)

(2) 生活関連施設

移動等円滑化の促進に関する基本方針では、生活関連施設に該当する施設を“相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等多岐にわたる施設が想定されるが、具体的にどの施設を含めるかは施設の利用の状況等地域の実情を勘案して選定することが必要である”としています。

重点整備地区の生活関連施設は、旧基本構想の生活関連施設を基本とし、マスタープランに示すとおり以下の設定方針に基づき設定します。

【生活関連施設の設定方針】

- ①旧基本構想における生活関連施設・準生活関連施設
- ②旧基本構想における生活関連施設に相当する施設
- ③協議会や市民意見等で位置づけが必要とされた施設
- ④生活関連経路沿いに立地する小規模郵便局、金融機関、公園等

高齢者、障害者等をはじめとする多様な利用者が日常生活又は社会生活において利用する施設であることを前提とし、次ページに示す抽出条件に基づき、市民の利用が多く見られる民間施設やバリアフリー化により生活利便性が高まる小規模郵便局、金融機関、公園等を新たに生活関連施設に設定します。

参考(旧基本構想における生活関連施設の設定方針を以下に示します。)

- ①調布市交通バリアフリー基本構想における特定旅客施設及び対象目的施設※1
- ②調布市交通バリアフリー基本構想における対象目的施設に相当する施設
- ③その他、協議会や市民意見等で位置づけが必要とされた施設

※1 対象目的施設:調布市交通バリアフリー基本構想における対象目的施設の設定方針は以下のとおりです。
ア アンケート結果から「よく利用する」、「時々利用する」との回答が多い施設(「よく利用する」、「時々利用する」と回答した人が全回答者の概ね30%以上を占める施設)
イ ベビーカー利用者等の特定の利用者層が多い施設
ウ 上記ア、イと同じ施設内又は駅からそこまで至る経路の途中及び経路の延長線上にある施設で公共性、公益性の高い施設

表 1.1 生活関連施設の抽出条件

分類		重点整備地区	設定方針			
			①	②	③	④
旅客施設		鉄道駅・バスターミナル	●	●		
建築物	市役所・出張所	市役所・出張所	●	●		
	公民館・集会所	地域福祉センター・公民館・青少年交流館・市民プラザあくろす・ふれあいの家	●	●	●	
	保健・福祉施設	総合福祉センター・保健センター・地域包括支援センター・ちょうふだぞう・すまいる分室・知的障害者援護施設なごみ・すまいる・そよかぜ・デイセンターまなびや・こころの健康支援センター・健康活動ひろば・子ども発達センター・子ども家庭支援センター・ちょうふの里・あさひ苑・老人憩いの家・シルバー人材センター	●	●		
	文化・体育施設	文化会館・ホール・劇場・図書館・映画館・博物館・美術館・体育館・野球場・スタジアム・プール・競輪場	●	●		
	その他公共施設	警察署		●		
	医療施設	病院(100床以上)	●	●		
	宿泊施設	旅館業法の届出対象施設のうち客室数が50室以上のホテル・旅館			●	
		旧基本構想における生活関連施設・準生活関連施設	●			
	商業施設	大規模小売店舗立地法の届出対象施設(店舗面積1,000㎡以上)	●	●		
	金融機関	生活関連経路沿いに立地する銀行・信用金庫				●
郵便局	調布郵便局	●				
	生活関連経路沿いに立地する小規模郵便局				●	
その他	旧基本構想における生活関連施設・準生活関連施設	●				
公園	都市公園(都市計画公園)	近隣公園・広域公園・総合公園・特殊公園		●		
	その他公園	生活関連経路沿いに立地する上記以外の都市公園・仲よし広場				●
路外駐車場		駐車場法の届出対象施設のうち特定路外駐車場(駐車のために供する部分の面積が500㎡以上で、かつ駐車料金を徴収する路外駐車場)		●		

表 1.2 調布駅・布田駅・国領駅周辺地区 生活関連施設一覧

分類	施設名称	種別※	
旅客施設	京王線調布駅	◎	
	京王線布田駅	◎	
	京王線国領駅	◎	
建築物	市役所本庁舎・出張所等	市役所本庁舎	◎
		教育会館	◎
	公民館・集会所	市民プラザあくろす	◎
		下布田ふれあいの家	◎新
		布田駅南ふれあいの家	◎新
		国領第二ふれあいの家	◎新
		国領駅北ふれあいの家	◎新
		国領ふれあいの家	◎新
	保健・福祉施設	総合福祉センター	◎
		子ども家庭支援センターすこやか	◎
		保健センター	◎
		ちょうふだぞう・すまいる分室	◎新
		地域包括支援センターゆうあい	◎新
	文化・体育施設	文化会館たづくり	◎
		グリーンホール	◎
		中央図書館	◎
		図書館国領分館	◎新
		トリエ京王調布 C 館	◎新
	その他公共施設	調布警察署	◎新
	医療施設	調布東山病院	◎
		多摩川病院	◎新
	宿泊施設	調布クレストンホテル	◎
		アーバンホテル ツインズ調布	◎新
		東横INN調布京王線布田駅	◎新
	商業施設	西友調布店	◎
		調布パルコ	◎
		イトーヨーカドー国領店	◎
		調布とうきゅう	◎
		ロイヤルプラザ	◎
		マルエツ国領店	◎
		西友国領店	◎
		トリエ京王調布 A 館	◎新
		トリエ京王調布 B 館	◎新
		オーケー調布店	◎新
		金融機関	三菱UFJ銀行調布支店・調布南支店
	みずほ銀行調布支店		◎新
	三井住友銀行調布駅前支店		◎新
	三井住友銀行国領支店		◎新
	横浜銀行調布支店		◎新
	りそな銀行調布支店		◎新
	山梨中央銀行調布支店		◎新
	多摩信用金庫調布支店		◎新
	多摩信用金庫調布北口支店		◎新
	東京三協信用金庫調布支店		◎新
	JAマイズ調布支店		◎新
	郵便局	調布郵便局	◎
		調布市役所前郵便局	◎新
調布国領五郵便局		◎新	
国領駅前郵便局		◎新	

分類		施設名称	種別※
建築物	その他	コクティ（複合施設共用部）	◎
		ココスクエア（複合施設共用部）	◎
公園	その他公園	上布田公園	◎新
		（仮称）鉄道敷地公園（相模原線）	◎新
		こくきた公園	◎新
		国領町1丁目公園	◎新
		国領町3丁目第2公園	◎新
		くすのき第1児童遊園	◎新
		くすのき第3児童遊園	◎新
		布田南ふれあい公園	◎新
路外駐車場		IYリアルエステート国領駐車場	◎新
		トリエ平面駐車場	◎新

※種別：◎ 旧基本構想における生活関連施設であり、引き続き設定する施設
◎新 新たに生活関連施設に設定する施設

(3) 生活関連経路

生活関連施設相互間を結ぶ経路をバリアフリー法に基づく「生活関連経路」に設定します。

重点整備地区では、生活関連施設間を結ぶ経路を中心に、旧基本構想の生活関連経路等を踏襲しつつ、マスタープランに示すとおり以下の設定方針に基づき設定します。

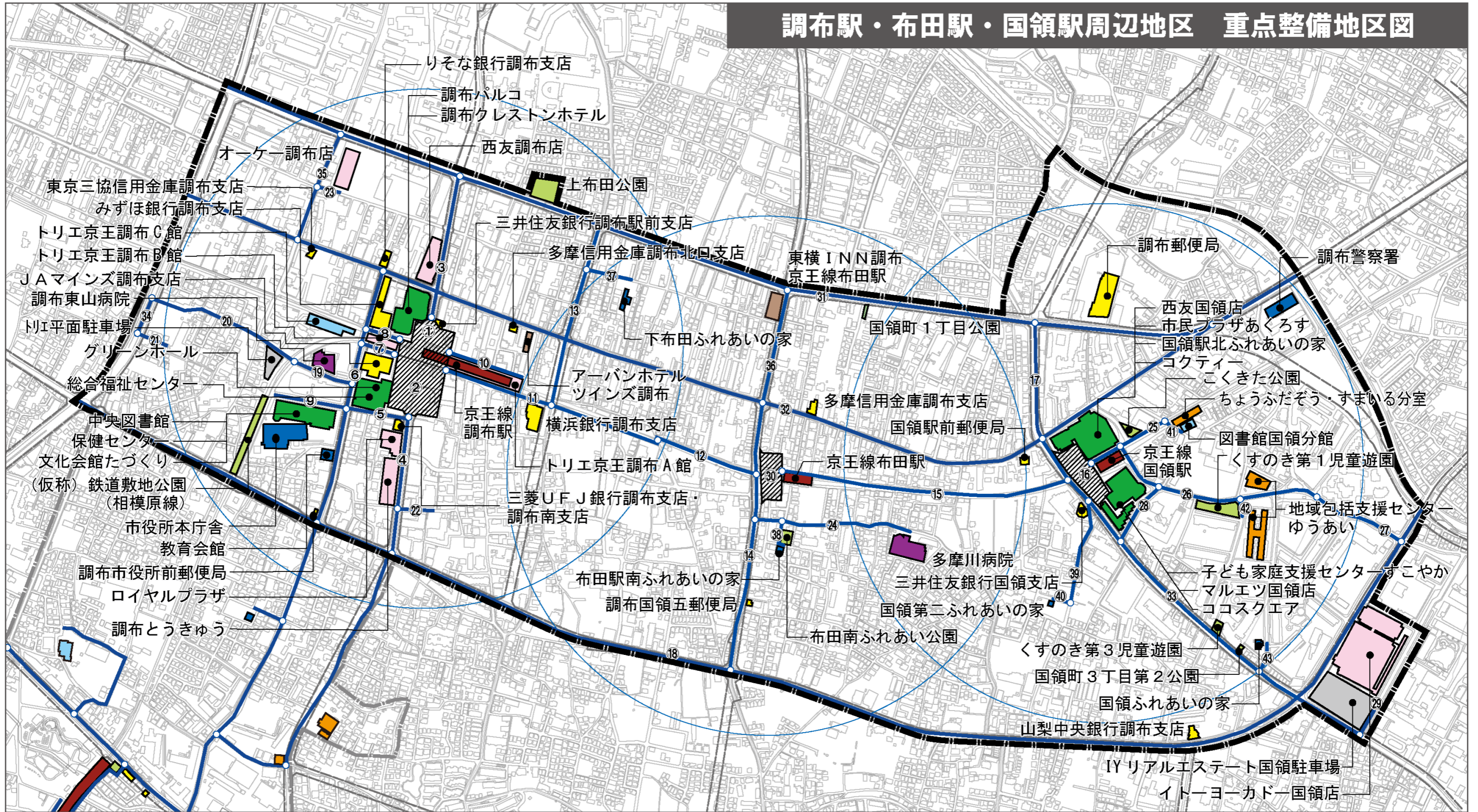
なお、歩行者通行量や沿道施設の利用状況を踏まえ、利用頻度の高い経路を優先的に設定するとともに、重点整備地区内の歩行者ネットワークの連続性を考慮します。

【生活関連経路の設定方針】

- ①生活関連施設相互間の経路
- ②旧基本構想の重点整備地区における生活関連経路・準生活関連経路[※]・ネットワーク経路[※]
- ③エリア内・エリア間の歩行者ネットワークを形成する経路
- ④上位関連計画^{※1}において優先整備路線等に指定されている経路

※1 東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）、東京都道路バリアフリー推進計画、調布市道路網計画、調布市自転車ネットワーク計画、東京2020大会に向けた道路のバリアフリー化の取組み（重点整備区間）、国がバリアフリー法に基づき指定する特定道路[※]

調布駅・布田駅・国領駅周辺地区 重点整備地区図



生活関連施設				生活関連経路等		重点整備地区
旅客施設	医療施設	複合施設	緑色	生活関連経路	調布駅・布田駅・国領駅	
行政機関・公共施設等	宿泊施設	都市公園等	緑色	駅前広場	204ha	
保健・福祉施設	商業施設	路外駐車場	灰色	(調布駅は計画)	京王多摩川駅	
文化・体育施設	金融機関・郵便局			都市計画道路		

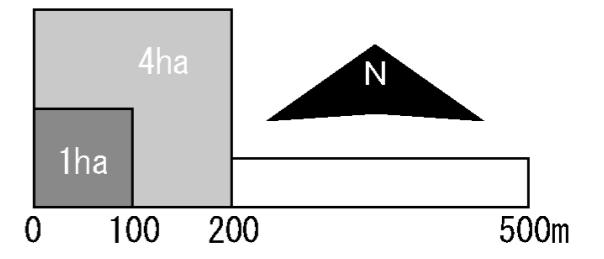


図 1.1 調布駅・布田駅・国領駅周辺地区 重点整備地区図

3 移動等円滑化に関する事項

重点整備地区を含む移動等円滑化促進地区のバリアフリー化の推進に向けて、マスタープラン及び基本構想では、バリアフリー化に関する主な基準等や多様な利用者が安全に移動・利用しやすい施設整備に向けて対応を進めていく際の共通の配慮事項を「バリアフリー方針」として示します。

バリアフリー方針については、関係事業者に周知及び理解、協力を求め、それぞれの事業推進の中で配慮した取組を実施していただけるよう相互理解を図りながら推進していきます。

なお、バリアフリー方針の内容は、マスタープランで示しています。

また、旧基本構想の評価や新たな課題の整理等を目的に実施したアンケート調査やまちあるき点検、特定事業進捗状況調査等の結果を基に、移動等円滑化に関する考え方を以下のとおり整理しました。

(1) 公共交通の移動等円滑化

旅客施設では、京王線連続立体交差事業に併せてバリアフリー化を図り、旧基本構想における全ての公共交通特定事業が完了していますが、引き続き、駅係員、乗務員のバリアフリー教育などの継続事業の推進が必要です。

また、バス・タクシーでは、ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの普及や乗務員教育の強化が課題となっています。

そのため、今後は上記の課題を改善していくとともに、高齢者、障害者等に対する理解促進や施設利用の手助けといった人的対応・心のバリアフリーに関する取組を実施します。

(2) 道路の移動等円滑化

調布駅・布田駅・国領駅周辺地区における道路は、十分な歩道幅員の確保や視覚障害者誘導用ブロックの整備など、バリアフリー化が実施されてきましたが、旧基本構想における道路特定事業の着手率は85.7%に対し、完了率は45.7%と低い状況です。

そのため、引き続き未完了事業を推進するとともに、調布駅前広場整備等の関連事業と併せて、道路のバリアフリー化を進めていきます。

また、既にバリアフリー化が図られている経路については、舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽等の適切な維持管理を実施します。

(3) 交通安全(信号機等)の移動等円滑化

音響式信号機は、地区内の26箇所に設置され、旧基本構想策定時から2倍以上となっています。また、旧基本構想における交通安全特定事業は全て完了しています。

引き続き、音響式信号機や経過時間表示式信号機^{*}などのバリアフリー対応型信号機の設置や横断歩道における歩道の視覚障害者誘導用ブロックと連続したエスコートゾーンの設置を推進するとともに、違法駐車取締りの強化や自転車利用者へのマナー啓発活動を積極的に実施します。

(4) 建築物(路外駐車場を含む)の移動等円滑化

旧基本構想における建築物特定事業の着手率は75.2%、完了率は63.9%となっています。

また、アンケート調査やまちあるき点検では、車いす使用者用トイレの設備の充実やインフォメーションの適切な設置位置、案内の充実などの意見が挙げられ、ソフト面に関しては、手話のできる係員やハートフルアドバイザー等の資格を持った係員の常駐など、人的対応の充実や心のバリアフリーの推進についても意見がありました。

そのため、引き続き未完了事業を推進するとともに、マスタープランで示すバリアフリー方針に基づき、建築物や路外駐車場のバリアフリー化を図ります。

また、令和2年の改正バリアフリー法において、心のバリアフリーに関する特定事業として新たに追加された「教育啓発特定事業」についても積極的に位置づけていきます。

(5) 公園の移動等円滑化

京王線連続立体交差事業によって線路が地下化され、地上の鉄道敷地を活用して整備した公園を生活関連施設に位置づけています。

また、今回新たに上布田公園や国領駅周辺の公園等を生活関連施設に位置づけました。

公園については、利用者の通行に配慮した平坦で滑りにくい舗装の整備や車いす使用者用トイレの整備などのバリアフリー化に取り組んでいきます。

4 特定事業の内容

移動等円滑化に関する事項に基づき、公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業、建築物特定事業、都市公園特定事業、路外駐車場特定事業、教育啓発特定事業を位置づけました。また、旧基本構想で位置づけた特定事業のうち、未完了である事業あるいは継続的に実施する事業についても引き続き特定事業に位置づけ、事業の推進を図ります。

基本構想に特定事業を位置づけた場合、事業主体となる施設設置管理者等には、「特定事業計画の作成」と「これに基づく事業実施」の義務が課せられます。今後、基本構想策定後1年を目途に特定事業計画を作成し、計画に則した事業を実施するとともに、定期的に事業の進捗状況を調査していきます。

なお、各事業に示す実施時期の期間は、以下のとおりです。

短期	: 令和3年度～令和7年度に着手・検討
中期	: 令和8年度～令和12年度に着手・検討
長期	: 令和13年度以降に着手・検討
継続	: 計画期間を通じて継続的に実施・検討
順次	: 実現可能箇所・必要箇所から順次実施
検討中	: 実施時期について今後検討

表 1.3 特定事業対象施設等 一覧

事業種別	分類	施設名称等	ページ
公共交通 特定事業	旅客施設	京王線調布駅	27
		京王線布田駅	27
		京王線国領駅	27
	バス	路線バス(京王電鉄バス株式会社)	27
		路線バス(小田急バス株式会社)	28
		コミュニティバス(京王電鉄バス株式会社)	28
	タクシー	タクシー(一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会)	29
タクシー(一般社団法人東京都個人タクシー協会)		29	
道路 特定事業	市道	①②調布駅北口駅前広場(調布3・4・30号線)及び 調布駅南口駅前広場(調布3・4・29号線)	30
		③電通大通り(市道南21号線)	30
		④東急前通り(市道南29号線)	31
		⑤市道南27号線	31
		⑥調布7・5・1号線	32
		⑦市道南29-5号線(調布駅南側道路)区画道路1号	32
		⑧市道南20号線	33
		⑨市道南18-8号線	33
		⑩市道南22号線	34
		⑪市道南26号線	34
		⑫市道南25-4号線	34
		⑬調布3・4・28号線	35
		⑭布田南通り(主要市道21号線)	36
		⑮市道南199号線	36
		⑯国領駅前広場	37
		⑰調布3・4・18号線(市道南135号線)	37
		⑱品川通り(主要市道12号線)	38
		⑲市道南18号線	38
		⑳市道南15号線	39
		㉑市道南15-2号線	39
		㉒市道南33号線	39
		㉓市道南2号線	40
		㉔主要市道22号線	40
		㉕市道南155-4号線	40
		㉖市道南157号線	41
		㉗市道南156号線	41
		㉘市道南157-2号線	41
		㉙市道南159-3号線	42
		㉚布田駅前広場	42
		国道	㉛甲州街道(国道20号)
	都道	㉜旧甲州街道(調布駅北口交差点)	43
		㉜旧甲州街道(一般都道119号線)	43
	市道	㉜旧甲州街道の一部(市道南21号線)	43
都道	㉝狛江通り(国領駅入口交差点)	44	
	㉝狛江通り(主要地方道11号線)	44	
	㉞鶴川街道(主要地方道19号線)	44	
	㉞主要地方道12号線	44	
	㉟三鷹通り(下布田交差点)	45	
	㉟三鷹通り(一般都道121号線の一部)	45	

事業種別	分類	施設名称等	ページ
道路 特定事業	市道	⑳市道南2号線	46
		㉑市道南142-4,11号線	46
		㉒市道南148号線	47
		㉓市道南148-1号線	47
		㉔市道南155-5号線	47
交通安全 特定事業	—	信号機等	48
建築物 特定事業	市役所 本庁舎・ 出張所等	市役所本庁舎	49
		教育会館	49
	公民館・ 集会所	市民プラザあくろす	50
		下布田ふれあいの家	50
		布田駅南ふれあいの家	50
		国領第二ふれあいの家	50
		国領駅北ふれあいの家	50
		国領ふれあいの家	51
	保健・ 福祉施設	総合福祉センター	51
		子ども家庭支援センターすこやか	51
		保健センター	52
		ちょうふだぞう・すまいる分室	52
	文化・ 体育施設	文化会館たづくり	52
		グリーンホール	54
		中央図書館	55
		図書館国領分館	55
		トリエ京王調布C館	56
	その他 公共施設	調布警察署	56
	医療施設	調布東山病院	56
		多摩川病院	57
	宿泊施設	調布クレストンホテル	58
		アーバンホテル ツインズ調布	58
		東横INN調布京王線布田駅	59
	商業施設	西友調布店	59
		調布パルコ	59
		イトーヨーカドー国領店	61
		調布とうきゅう	61
		ロイヤルプラザ	62
		マルエツ国領店	62
		西友国領店	63
		トリエ京王調布A館	63
		トリエ京王調布B館	63
オーケー調布店		64	
金融機関		三井住友銀行調布駅前支店	64
	三井住友銀行国領支店	64	
	りそな銀行調布支店	65	
	山梨中央銀行調布支店	65	
	多摩信用金庫調布支店	65	
	多摩信用金庫調布北口支店	66	
	東京三協信用金庫調布支店	66	

事業種別	分類	施設名称等	ページ
建築物 特定事業	金融機関	JAマインズ調布支店	66
		郵便局	調布郵便局
	調布市役所前郵便局		67
	調布国領五郵便局		68
	国領駅前郵便局		68
	その他	コクティ	69
		ココスクエア	70
都市公園 特定事業	その他 公園	上布田公園	71
		(仮称)鉄道敷地公園(相模原線)	71
		こくきた公園	71
		国領町1丁目公園	72
		国領町3丁目第2公園	72
		くすのき第1児童遊園	72
		くすのき第3児童遊園	72
布田南ふれあい公園	73		
路外駐車場 特定事業	—	トリエ平面駐車場	73

※道路特定事業に示す①～④の番号は19ページの重点整備地区図に記載の経路番号に対応しています。

(1) 公共交通特定事業

ア 鉄道事業者 事業主体:京王電鉄株式会社

表 1.4 鉄道事業者における事業の内容

対象施設	項目	事業の内容	実施時期
調布駅	車両	車両のバリアフリー化を推進します。	継続
布田駅 国領駅	案内・情報 バリアフリー	筆談器の設置を示す案内を継続して掲示します。	継続
	教育啓発・ 心の バリアフリー	駅係員,乗務員のバリアフリー教育を推進します。 エレベーター・エスカレーターやトイレ等における利用ルールやマナー,バリアフリーの取組等を周知する情報提供を実施します(広告・ホームページ等)。	継続
布田駅 国領駅	ホーム	布田駅,国領駅のホームと車両の段差や隙間を縮小します。	検討中

イ バス事業者(路線バス) 事業主体:京王電鉄バス株式会社

表 1.5 京王電鉄バス(路線バス)における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
駅前広場	駅前広場整備等に併せて以下を検討します。 ○駅前広場におけるバス案内(誘導案内・位置案内・路線図)の充実 ○駅前広場のバス停におけるユニバーサルデザインに配慮したベンチの設置	短期
車両	ノンステップバスへの代替を促進します。	中期
バス乗降場・ 停留所	バス車両の乗降位置にガードパイプ等の障害物がある場合は,道路管理者と協力し適宜対応します。	順次
	乗車位置に合わせた視覚障害者誘導用ブロックを設置します。(道路管理者と連携)	中期
	バスが正着しやすく,車両との段差が生じない構造にします(道路管理者と連携)。	中期
	安全な待合スペースを確保し,ベンチや広告付き上屋(電灯付き)の設置を促進します。	中期
その他設備	障害者割引に対応したICカードの導入を推進します。	短期
案内・情報 バリアフリー	バス停やバス車内における案内を充実します。	継続

教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、乗務員の教育を実施します。	継続
	バス利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行います。	継続
役務の提供 (人的対応)	バス停留所への正着やニーリングを実施します。	継続
	乗務員による案内やサポートなどの対応を充実します。	継続

ウ バス事業者(路線バス) 事業主体:小田急バス株式会社

表 1.6 小田急バスにおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
駅前広場	駅前広場整備等に併せて以下を検討します。 ○駅前広場におけるバス案内(誘導案内・位置案内・路線図)の充実 ○駅前広場のバス停における音声案内・バスロケーションシステムの導入 ○駅前広場のバス停におけるユニバーサルデザインに配慮したベンチの設置 ○バス停留所におけるバス接近情報システムの設置	検討中
バス乗降場・ 停留所	安全な待合スペースを確保し、ベンチや上屋の設置を促進します。	順次
その他設備	障害者割引に対応したICカードの導入を推進します。	短期
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、乗務員の教育を実施します。	継続
	バス利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行います。	継続
役務の提供 (人的対応)	バス停留所への正着やニーリングを実施します。	継続
	乗務員による案内やサポートなどの対応を充実します。	継続

エ バス事業者(コミュニティバス) 事業主体:京王電鉄バス株式会社

表 1.7 京王電鉄バス(コミュニティバス)における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
車両	ノンステップバスへの代替を促進します。	中期
バス乗降場・ 停留所	バス車両の乗降位置にガードパイプ等の障害物がある場合は、道路管理者と協力し適宜対応します。	順次
	乗車位置に合わせた視覚障害者誘導用ブロックを設置します。(道路管理者と連携)	中期

バス乗降場・ 停留所	バスが正着しやすく、車両との段差が生じない構造にします (道路管理者と連携)。	中期
	安全な待合スペースを確保し、ベンチや広告付き上屋の設 置を促進します。	中期
その他設備	障害者割引に対応した IC カードの導入を推進します。	短期
案内・情報 バリアフリー	バス停やバス車内における案内を充実します。	継続
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、乗務員の教育を実 施します。	継続
	バス利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行 います。	継続
役務の提供 (人的対応)	バス停留所への正着やニーリングを実施します。	継続
	乗務員による案内やサポートなどの対応を充実します。	継続

オ タクシー事業者 事業主体:一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会

表 1.8 東京ハイヤー・タクシー協会における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
車両	車いす利用者等も利用できる福祉タクシー(ユニバーサルデ ザインタクシーを含む)の導入を促進します。	順次
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、乗務員の教育を実 施します。	継続

カ タクシー事業者 事業主体:一般社団法人東京都個人タクシー協会

表 1.9 東京都個人タクシー協会における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
車両	車いす利用者等も利用できる福祉タクシー(ユニバーサルデ ザインタクシーを含む)の導入促進に向け、情報提供してい きます。	継続
案内・情報 バリアフリー	筆談具やコミュニケーションボードの設置を啓発してい きます。	継続
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、乗務員の教育を実 施します。	継続
役務の提供 (人的対応)	乗務員による案内やサポートなどの対応を充実します。	継続

(2) 道路特定事業

ア 経路番号:①② 調布駅北口駅前広場(調布3・4・30号線)及び調布駅南口駅前広場(調布3・4・29号線) 事業主体:調布市

表 1.10 経路番号①②における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	2m以上の幅員を確保し、景観に配慮した平坦でがたつきのない滑りにくい舗装とします。	短期
	交差点では車いす使用者が滞留できる平坦な部分を設け、歩行者が安全に信号待ちできる空間をできるだけ広く確保します。	短期
	視覚障害者が歩道と車道の区別ができ、かつ、車いす使用者が円滑に通行できるように、歩車道境界の段差は1cm程度にします。	短期
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	短期
	バス停は、バスが正着しやすく、車両との段差が生じない構造にします。	短期
	交差点部やバス停等を中心に、移動の連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックを設置します。	短期
	視覚障害者誘導用ブロックを連続的に設置する場合は、なるべく直線とするなど適切に配置し、蛇行や屈折を最低限とします。	短期
	視覚障害者誘導用ブロックの両側(60cm程度)は、障害物(柵やボラード、放置自転車、看板、商品陳列等)の撤去・指導を行い、適切な機能を確保します。	短期
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽等の適切な維持管理を行います。	継続

イ 経路番号:③ 電通大通り(市道南21号線) 事業主体:調布市

表 1.11 経路番号③における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	平坦でがたつきのない滑りにくい舗装にします。	検討中
	視覚障害者が歩道と車道の区別ができ、かつ、車いす使用者が円滑に通行できるように、歩車道境界の段差は1cm程度にします。	検討中
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中

歩道等	バス停は、バスが正着しやすく、車両との段差が生じない構造にします。	検討中
	交差点部やバス停等を中心に、移動の連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックを設置します。	検討中
	視覚障害者誘導用ブロックを連続的に設置する場合は、なるべく直線となるように配置し、蛇行や屈折を最低限とします。	検討中
	視覚障害者誘導用ブロックの両側（60cm程度）は、障害物（柵やボラード、放置自転車、看板、商品陳列等）の撤去・指導を行い、適切な機能を確保します。	継続
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽等の適切な維持管理を行います。	継続

ウ 経路番号:④ 東急前通り(市道南29号線) 事業主体:調布市

表 1.12 経路番号④における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	視覚障害者が歩道と車道の区別ができ、かつ、車いす使用者が円滑に通行できるように、歩車道境界の段差は1cm程度にします。	検討中
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
	視覚障害者誘導用ブロックの両側（60cm程度）は、障害物（柵やボラード、放置自転車、看板、商品陳列等）の撤去・指導を行い、適切な機能を確保します。	継続
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽等の適切な維持管理を行います。	継続

エ 経路番号:⑤ 市道南27号線 事業主体:調布市

表 1.13 経路番号⑤における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	2m以上の幅員を確保し、平坦でがたつきのない滑りにくい舗装とします。	中期
	交差点では車いす使用者が滞留できる平坦な部分を設け、歩行者が安全に信号待ちできる空間をできるだけ広く確保します。	中期
	視覚障害者が歩道と車道の区別ができ、かつ、車いす使用者が円滑に通行できるように、歩車道境界の段差は1cm程度にします。	中期

歩道等	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	中期
	交差点部を中心に、移動の連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックを設置します。	中期
	視覚障害者誘導用ブロックを連続的に設置する場合は、なるべく直線となるように配置し、蛇行や屈折を最低限とします。	中期
	視覚障害者誘導用ブロックの両側（60cm程度）は、障害物（柵やボラード、放置自転車、看板、商品陳列等）の撤去・指導を行い、適切な機能を確保します。	中期
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続

オ 経路番号：⑥ 調布7・5・1号線 事業主体：調布市

表 1.14 経路番号⑥における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物への指導を行い、適切な機能を確保します。	継続

カ 経路番号：⑦ 市道南29-5号線（調布駅南側道路）区画道路1号 事業主体：調布市

表 1.15 経路番号⑦における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	平坦でがたつきのない滑りにくい舗装とします。	短期
	交差点では車いす使用者が滞留できる平坦な部分を設け、歩行者が安全に信号待ちできる空間をできるだけ広く確保します。	短期
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	短期
	交差点部を中心に、移動の連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックを設置します。	短期
	視覚障害者誘導用ブロックを連続的に設置する場合は、なるべく直線となるように配置し、蛇行や屈折を最低限とします。	短期
	視覚障害者誘導用ブロックの両側（60cm程度）は、障害物（柵やボラード、放置自転車、看板、商品陳列等）の撤去・指導を行い、適切な機能を確保します。	短期

維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック, 案内設備, 植栽等の適切な維持管理を行います。	継続
------	--	----

キ 経路番号:⑧ 市道南20号線 事業主体:調布市

表 1.16 経路番号⑧における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	平坦でがたつきのない滑りにくい舗装とします。	短期
	交差点では車いす使用者が滞留できる平坦な部分を設け, 歩行者が安全に信号待ちできる空間をできるだけ広く確保します。	短期
	視覚障害者が歩道と車道の区別ができ, かつ, 車いす使用者が円滑に通行できるように, 歩車道境界の段差は1cm程度にします。	短期
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	短期
	交差点部を中心に, 移動の連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックを設置します。	短期
	視覚障害者誘導用ブロックを連続的に設置する場合は, なるべく直線となるように配置し, 蛇行や屈折を最低限とします。	短期
	視覚障害者誘導用ブロックの両側(60cm程度)は, 障害物(柵やボラード, 放置自転車, 看板, 商品陳列等)の撤去・指導を行い, 適切な機能を確保します。	短期
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック, 案内設備, 植栽等の適切な維持管理を行います。	継続

ク 経路番号:⑨ 市道南18-8号線 事業主体:調布市

表 1.17 経路番号⑨における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック, 案内設備, 植栽等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板, 商品陳列等の不法占用物への指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続

ケ 経路番号:⑩ 市道南22号線 事業主体:調布市

表 1.18 経路番号⑩における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	歩行者が安全かつ安心して利用できる道路環境の整備を促進します(歩道の設置 等)。	短期
	経路の実情にあった交通安全対策を実施します(路側帯 [※] の拡幅・平坦化, ガードレールの設置, カラー舗装化, 一方通行化, 駐停車抑制策, 自転車通行位置の明示 等)(交通管理者と連携)。	短期
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	短期
維持管理	舗装や案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	放置自転車や看板, 商品陳列等の不法占用物への指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続

コ 経路番号:⑪ 市道南26号線 事業主体:調布市

表 1.19 経路番号⑪における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	歩行者が安全かつ安心して利用できる道路環境の整備を促進します(歩道の設置 等)。	短期
	経路の実情にあった交通安全対策を実施します(路側帯の拡幅・平坦化, ガードレールの設置, カラー舗装化, 一方通行化, 駐停車抑制策, 自転車通行位置の明示 等)(交通管理者と連携)。	短期
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	短期
維持管理	舗装や案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	放置自転車や看板, 商品陳列等の不法占用物への指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続

サ 経路番号:⑫ 市道南25-4号線 事業主体:調布市

表 1.20 経路番号⑫における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	歩行者が安全かつ安心して利用できる道路環境の整備を促進します(歩道の設置 等)。	短期

歩道等	経路の実情にあった交通安全対策を実施します(路側帯の拡幅・平坦化, ガードレールの設置, カラー舗装化, 一方通行化, 駐停車抑制策, 自転車通行位置の明示 等)(交通管理者と連携)。	短期
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	短期
維持管理	舗装や案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	放置自転車や看板, 商品陳列等の不法占用物への指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続

シ 経路番号:⑬ 調布3・4・28号線 事業主体:調布市

表 1.21 経路番号⑬における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	2m以上の幅員を確保し, 平坦でがたつきのない滑りにくい舗装とします。	短期
	交差点では車いす使用者が滞留できる平坦な部分を設け, 歩行者が安全に信号待ちできる空間をできるだけ広く確保します。	短期
	視覚障害者が歩道と車道の区別ができ, かつ, 車いす使用者が円滑に通行できるように, 歩車道境界の段差は1cm程度にします。	短期
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	短期
	交差点部を中心に, 移動の連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックを設置します。	短期
	視覚障害者誘導用ブロックを連続的に設置する場合は, なるべく直線となるように配置し, 蛇行や屈折を最低限とします。	短期
	視覚障害者誘導用ブロックの両側(60cm程度)は, 障害物(柵やポラード, 放置自転車, 看板, 商品陳列等)の撤去・指導を行い, 適切な機能を確保します。	短期
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック, 案内設備, 植栽等の適切な維持管理を行います。	継続

ス 経路番号:⑭ 布田南通り(主要市道21号線) 事業主体:調布市

表 1.22 経路番号⑭における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	2m以上の幅員を確保し,平坦でがたつきのない滑りにくい舗装とします。	検討中
	交差点では車いす使用者が滞留できる平坦な部分を設け,歩行者が安全に信号待ちできる空間をできるだけ広く確保します。	検討中
	視覚障害者が歩道と車道の区別ができ,かつ,車いす使用者が円滑に通行できるように,歩車道境界の段差は1cm程度にします。	検討中
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
	バス停は,バスが正着しやすく,車両との段差が生じない構造にします。	検討中
	交差点部やバス停等を中心に,移動の連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックを設置します。	検討中
	視覚障害者誘導用ブロックを連続的に設置する場合は,なるべく直線となるように配置し,蛇行や屈折を最低限とします。	検討中
	視覚障害者誘導用ブロックの両側(60cm程度)は,障害物(柵やポラード,放置自転車,看板,商品陳列等)の撤去・指導を行い,適切な機能を確保します。	検討中
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック,案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続

セ 経路番号:⑮ 市道南199号線 事業主体:調布市

表 1.23 経路番号⑮における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	2m以上の幅員を確保し,平坦でがたつきのない滑りにくい舗装とします。	短期・中期
	交差点では車いす使用者が滞留できる平坦な部分を設け,歩行者が安全に信号待ちできる空間をできるだけ広く確保します。	短期・中期
	視覚障害者が歩道と車道の区別ができ,かつ,車いす使用者が円滑に通行できるように,歩車道境界の段差は1cm程度にします。	短期・中期
	交差点部を中心に,移動の連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックを設置します。	短期・中期

歩道等	視覚障害者誘導用ブロックを連続的に設置する場合は、なるべく直線となるように配置し、蛇行や屈折を最低限とします。	短期・中期
	歩道のない区間や、歩道上の視覚障害者誘導用ブロックの両側(60cm程度)は、障害物(柵やボラード、放置自転車、看板、商品陳列等)の撤去・指導を行い、適切な機能を確保します。	短期・中期
	歩行者が安全かつ安心して利用できる道路環境の整備を促進します(歩道の設置等)。	短期・中期
	経路の実情にあった交通安全対策を実施します(路側帯の拡幅・平坦化、ガードレールの設置、カラー舗装化、一方通行化、駐停車抑制策、自転車通行位置の明示等)(交通管理者と連携)。	短期・中期
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	短期・中期
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続

ソ 経路番号:⑩ 国領駅前広場 事業主体:調布市

表 1.24 経路番号⑩における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
	視覚障害者誘導用ブロックの両側(60cm程度)は、障害物(柵やボラード、放置自転車、看板、商品陳列等)の撤去・指導を行い、適切な機能を確保します。	継続

タ 経路番号:⑪ 調布3・4・18号線(市道南135号線) 事業主体:調布市

表 1.25 経路番号⑪における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	視覚障害者が歩道と車道の区別ができ、かつ、車いす使用者が円滑に通行できるように、歩車道境界の段差は1cm程度にします。	検討中
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
	視覚障害者誘導用ブロックの両側(60cm程度)は、障害物(柵やボラード、放置自転車、看板、商品陳列等)の撤去・指導を行い、適切な機能を確保します。	継続

維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック, 案内設備, 植栽等の適切な維持管理を行います。	継続
------	--	----

チ 経路番号:⑱ 品川通り(主要市道12号線) 事業主体:調布市

表 1.26 経路番号⑱における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	視覚障害者誘導用ブロックの連続設置, 十分な明度差確保, 適切な配置等を実施します。	短期・中期・長期
	歩道の平坦性を確保します。	短期・中期・長期
	視覚障害者が歩道と車道の区別ができ, かつ, 車いす使用者が円滑に通行できるように, 歩車道境界の段差は1cm程度にします。	短期・中期・長期
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	短期・中期・長期
	視覚障害者誘導用ブロックの両側(60cm程度)は, 障害物(柵やボラード, 放置自転車, 看板, 商品陳列等)の撤去・指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック, 案内設備, 植栽等の適切な維持管理を行います。	継続

ツ 経路番号:㉑ 市道南18号線 事業主体:調布市

表 1.27 経路番号㉑における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	視覚障害者が歩道と車道の区別ができ, かつ, 車いす使用者が円滑に通行できるように, 歩車道境界の段差は1cm程度にします。	検討中
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
維持管理	舗装や案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続

テ 経路番号:㉔ 市道南15号線 事業主体:調布市

表 1.28 経路番号㉔における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	経路の実情にあった交通安全対策を実施します(路側帯の拡幅・平坦化, ガードレールの設置, カラー舗装化, 一方通行化, 駐停車抑制策, 自転車通行位置の明示 等)(交通管理者と連携)。	検討中
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
維持管理	舗装や案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	放置自転車や看板, 商品陳列等の不法占用物への指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続

ト 経路番号:㉕ 市道南15-2号線 事業主体:調布市

表 1.29 経路番号㉕における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	経路の実情にあった交通安全対策を実施します(路側帯の拡幅・平坦化, ガードレールの設置, カラー舗装化, 一方通行化, 駐停車抑制策, 自転車通行位置の明示 等)(交通管理者と連携)。	検討中
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
維持管理	舗装や案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	放置自転車や看板, 商品陳列等の不法占用物への指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続

ナ 経路番号:㉖ 市道南33号線 事業主体:調布市

表 1.30 経路番号㉖における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	経路の実情にあった交通安全対策を実施します(路側帯の拡幅・平坦化, ガードレールの設置, カラー舗装化, 一方通行化, 駐停車抑制策, 自転車通行位置の明示 等)(交通管理者と連携)。	検討中
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
維持管理	舗装や案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続

教育啓発・心のバリアフリー	放置自転車や看板, 商品陳列等の不法占用物への指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続
---------------	--	----

ニ 経路番号:㉓ 市道南2号線 事業主体:調布市

表 1.31 経路番号㉓における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
維持管理	舗装や案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	放置自転車や看板, 商品陳列等の不法占用物への指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続

ヌ 経路番号:㉔ 主要市道22号線 事業主体:調布市

表 1.32 経路番号㉔における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
	視覚障害者誘導用ブロックの両側(60cm程度)は, 障害物(柵やポラード, 放置自転車, 看板, 商品陳列等)の撤去・指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック, 案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続

ネ 経路番号:㉕ 市道南155-4号線 事業主体:調布市

表 1.33 経路番号㉕における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
	視覚障害者誘導用ブロックの両側(60cm程度)は, 障害物(柵やポラード, 放置自転車, 看板, 商品陳列等)の撤去・指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック, 案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続

ノ 経路番号:㉔ 市道南157号線 事業主体:調布市

表 1.34 経路番号㉔における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	視覚障害者が歩道と車道の区別ができ、かつ、車いす使用者が円滑に通行できるように、歩車道境界の段差は1cm程度にします。	検討中
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
	視覚障害者誘導用ブロックの両側(60cm程度)は、障害物(柵やボラード、放置自転車、看板、商品陳列等)の撤去・指導を行い、適切な機能を確保します。	継続
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽等の適切な維持管理を行います。	継続

ハ 経路番号:㉕ 市道南156号線 事業主体:調布市

表 1.35 経路番号㉕における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	視覚障害者が歩道と車道の区別ができ、かつ、車いす使用者が円滑に通行できるように、歩車道境界の段差は1cm程度にします。	検討中
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
	視覚障害者誘導用ブロックの両側(60cm程度)は、障害物(柵やボラード、放置自転車、看板、商品陳列等)の撤去・指導を行い、適切な機能を確保します。	継続
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽等の適切な維持管理を行います。	継続

ヒ 経路番号:㉖ 市道南157-2号線 事業主体:調布市

表 1.36 経路番号㉖における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
	視覚障害者誘導用ブロックの両側(60cm程度)は、障害物(柵やボラード、放置自転車、看板、商品陳列等)の撤去・指導を行い、適切な機能を確保します。	継続

維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック, 案内設備, 植栽等の適切な維持管理を行います。	継続
------	--	----

フ 経路番号:⑳ 市道南159-3号線 事業主体:調布市

表 1.37 経路番号⑳における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
	視覚障害者誘導用ブロックの両側(60cm程度)は, 障害物(柵やボラード, 放置自転車, 看板, 商品陳列等)の撤去・指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック, 案内設備, 植栽等の適切な維持管理を行います。	継続

へ 経路番号:㉑ 布田駅前広場 事業主体:調布市

表 1.38 経路番号㉑における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
	視覚障害者誘導用ブロックの両側(60cm程度)は, 障害物(柵やボラード, 放置自転車, 看板, 商品陳列等)の撤去・指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック, 案内設備, 植栽等の適切な維持管理を行います。	継続

ホ 経路番号:㉒ 甲州街道(国道20号) 事業主体:国土交通省関東地方整備局相武国道事務所

表 1.39 経路番号㉒における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	歩道の有効幅員の拡幅を検討します。	短期
	安全な歩行空間の確保に向けた方策を検討します。	長期
	自転車走行空間の安全性向上を検討します。	中期
	植栽等による舗装の凹凸を改善します。	中期

マ 経路番号:③② 旧甲州街道(調布駅北口交差点) 事業主体:東京都北多摩南部建設事務所

表 1.40 経路番号③②における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック,案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板,商品陳列等の不法占用物への指導を行い,適切な機能を確保します。	継続

ミ 経路番号:③② 旧甲州街道(一般都道119号線) 事業主体:東京都北多摩南部建設事務所

表 1.41 経路番号③②における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	交差点部やバス停等を中心に,移動の連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックを設置します。	検討中
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック,案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板,商品陳列等の不法占用物への指導を行い,適切な機能を確保します。	継続

ム 経路番号:③② 旧甲州街道の一部(市道南21号線) 事業主体:調布市

表 1.42 経路番号③②における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	2m以上の幅員を確保し,平坦でがたつきのない滑りにくい舗装とします。	短期
	交差点では車いす使用者が滞留できる平坦な部分を設け,歩行者が安全に信号待ちできる空間をできるだけ広く確保します。	短期
	視覚障害者が歩道と車道の区別ができ,かつ,車いす使用者が円滑に通行できるように,歩車道境界の段差は1cm程度にします。	短期
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	短期
	交差点部を中心に,移動の連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックを設置します。	短期
	視覚障害者誘導用ブロックを連続的に設置する場合は,なるべく直線となるように配置し,蛇行や屈折を最低限とします。	短期

歩道等	視覚障害者誘導用ブロックの両側(60cm程度)は,障害物(柵やボラード,放置自転車,看板,商品陳列等)の撤去・指導を行い,適切な機能を確保します。	短期
-----	---	----

メ 経路番号:③ 狛江通り(国領駅入口交差点) 事業主体:東京都北多摩南部建設事務所

表 1.43 経路番号③における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック,案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板,商品陳列等の不法占用物への指導を行い,適切な機能を確保します。	継続

モ 経路番号:③ 狛江通り(主要地方道11号線) 事業主体:東京都北多摩南部建設事務所

表 1.44 経路番号③における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック,案内設備,植栽等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板,商品陳列等の不法占用物への指導を行い,適切な機能を確保します。	継続

ヤ 経路番号:④ 鶴川街道(主要地方道19号線) 事業主体:東京都北多摩南部建設事務所

表 1.45 経路番号④における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
維持管理	舗装や案内設備,植栽等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	放置自転車や看板,商品陳列等の不法占用物への指導を行い,適切な機能を確保します。	継続

ユ 経路番号:⑤ 主要地方道12号線 事業主体:東京都北多摩南部建設事務所

表 1.46 経路番号⑤における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
維持管理	舗装や案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	放置自転車や看板,商品陳列等の不法占用物への指導を行い,適切な機能を確保します。	継続

ヨ 経路番号:③⑥ 三鷹通り(下布田交差点) 事業主体:東京都北多摩南部建設事務所

表 1.47 経路番号③⑥における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	2m以上の幅員を確保し,平坦でがたつきのない滑りにくい舗装とします。	短期
	交差点では車いす使用者が滞留できる平坦な部分を設け,歩行者が安全に信号待ちできる空間をできるだけ広く確保します。	短期
	視覚障害者が歩道と車道の区別ができ,かつ,車いす使用者が円滑に通行できるように,歩車道境界の段差は1cm程度にします。	短期
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	短期
	交差点部を中心に,移動の連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックを設置します。	短期
	視覚障害者誘導用ブロックを連続的に設置する場合は,なるべく直線となるように配置し,蛇行や屈折を最低限とします。	短期
	視覚障害者誘導用ブロックの両側(60cm程度)は,障害物(柵やボラード,放置自転車,看板,商品陳列等)の撤去・指導を行い,適切な機能を確保します。	短期
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック,案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続

ラ 経路番号:③⑥ 三鷹通り(一般都道121号線の一部) 事業主体:東京都北多摩南部建設事務所,調布市

表 1.48 経路番号③⑥における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	2m以上の幅員を確保し,平坦でがたつきのない滑りにくい舗装とします。	短期
	交差点では車いす使用者が滞留できる平坦な部分を設け,歩行者が安全に信号待ちできる空間をできるだけ広く確保します。	短期
	視覚障害者が歩道と車道の区別ができ,かつ,車いす使用者が円滑に通行できるように,歩車道境界の段差は1cm程度にします。	短期
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	短期
	交差点部やバス停等を中心に,移動の連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックを設置します。	短期

歩道等	視覚障害者誘導用ブロックを連続的に設置する場合は、なるべく直線となるように配置し、蛇行や屈折を最低限とします。	短期
	視覚障害者誘導用ブロックの両側（60cm程度）は、障害物（柵やボラード、放置自転車、看板、商品陳列等）の撤去・指導を行い、適切な機能を確保します。	短期
維持管理	舗装や案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続

※項目「歩道等」の事業内容は調布市が実施し、項目「維持管理」の事業内容は東京都北多摩南部建設事務所が実施します。

リ 経路番号:⑳ 市道南2号線 事業主体:調布市

表 1.49 経路番号⑳における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	経路の実情にあった交通安全対策を実施します（路側帯の拡幅・平坦化、ガードレールの設置、カラー舗装化、一方通行化、駐停車抑制策、自転車通行位置の明示等）（交通管理者と連携）。	検討中
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
維持管理	舗装や案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物への指導を行い、適切な機能を確保します。	継続

ル 経路番号:㉑ 市道南142-4,11号線 事業主体:調布市

表 1.50 経路番号㉑における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	経路の実情にあった交通安全対策を実施します（路側帯の拡幅・平坦化、ガードレールの設置、カラー舗装化、一方通行化、駐停車抑制策、自転車通行位置の明示等）（交通管理者と連携）。	検討中
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
維持管理	舗装や案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物への指導を行い、適切な機能を確保します。	継続

レ 経路番号:㉔ 市道南148号線 事業主体:調布市

表 1.51 経路番号㉔における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	経路の実情にあった交通安全対策を実施します(路側帯の拡幅・平坦化, ガードレールの設置, カラー舗装化, 一方通行化, 駐停車抑制策, 自転車通行位置の明示 等)(交通管理者と連携)。	検討中
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
維持管理	舗装や案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	放置自転車や看板, 商品陳列等の不法占用物への指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続

ロ 経路番号:㉕ 市道南148-1号線 事業主体:調布市

表 1.52 経路番号㉕における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	経路の実情にあった交通安全対策を実施します(路側帯の拡幅・平坦化, ガードレールの設置, カラー舗装化, 一方通行化, 駐停車抑制策, 自転車通行位置の明示 等)(交通管理者と連携)。	検討中
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
維持管理	舗装や案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	放置自転車や看板, 商品陳列等の不法占用物への指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続

ワ 経路番号:㉖ 市道南155-5号線 事業主体:調布市

表 1.53 経路番号㉖における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	経路の実情にあった交通安全対策を実施します(路側帯の拡幅・平坦化, ガードレールの設置, カラー舗装化, 一方通行化, 駐停車抑制策, 自転車通行位置の明示 等)(交通管理者と連携)。	検討中
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
維持管理	舗装や案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続

教育啓発・ 心のバリアフリー	放置自転車や看板, 商品陳列等の不法占用物への指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続
-------------------	--	----

(3) 交通安全特定事業

ア 事業主体: 東京都公安委員会

表 1.54 東京都公安委員会における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
信号機等	音響式や経過時間表示式などのバリアフリー対応型信号機の設置を推進します。	順次
横断歩道	歩道の視覚障害者誘導用ブロックと連続したエスコートゾーンの設置を推進します。(道路管理者と連携)	順次
	調布駅前交番前の適切な位置に横断歩道を設置します。	短期
道路標識等	道路標識及び道路標示の維持管理に努めます。	継続
違法駐車	違法駐車取締りの強化や違法駐車防止の広報活動及び啓発活動を実施します。	継続
安全対策	歩道のない道路では, 路側帯の拡幅や平坦化, ガードレールの設置, 舗装のカラー化, 一方通行化, 駐停車抑制策, 自転車通行位置の明示など, 経路の実情に合った交通安全対策を検討します(道路管理者と連携)。	順次
教育啓発・ 心のバリアフリー	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進します(道路管理者と連携)。	継続

(4) 建築物特定事業

ア 市役所本庁舎 事業主体:調布市

表 1.55 市役所本庁舎における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
通路(廊下)	主要な通路における有効幅員(140cm以上)を確保します(商品や荷物への配慮等)。	検討中
エレベーター	利用しやすいエレベーターを整備します(音声案内,窓ガラス,鏡の設置等)。	短期
階段	手すりを設置します(両側,2段手すり)。	長期
トイレ	男女別トイレのベビーチェアの分かりやすい案内を表示します。	継続
案内・情報 バリアフリー	聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できる設備を設置します(文字情報や光による情報の伝達等)。	長期
	案内サインのカラーユニバーサルデザインに配慮します。	検討中
	視覚障害者誘導用ブロックはJIS規格で床面との輝度比を確保した滑りにくいものを使用します。	長期
	触知案内図は音声案内や視覚障害者誘導用ブロックの設置等により,設置位置を把握できるように配慮します。	長期
	ホームページのバリアフリー情報を充実します。	継続
教育啓発・ 心のバリアフリー	エレベーター等の優先利用に関して,利用者へのマナー啓発を実施します(分かりやすい場所への案内掲示等)。	継続

イ 教育会館 事業主体:調布市

表 1.56 教育会館における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
案内・情報 バリアフリー	施設内における案内を充実します。	継続
	聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できる表示や案内方法を検討します(文字情報や光による情報の伝達等)。	検討中
	案内サインの多言語化の実施を検討します。	検討中
教育啓発・ 心のバリアフリー	利用者への適切な対応を推進するための職員教育を実施します。	継続
人的対応・接遇	係員による案内やサポートなどの対応を充実します。	継続

※教育会館は賃貸物件であり,設備の追加や改修は困難であるため,案内の充実及び心のバリアフリーを推進します。

ウ 市民プラザあくろす 事業主体:調布市

表 1.57 市民プラザあくろすにおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
案内・情報 バリアフリー	多様な利用者に分かりやすい案内サインを設置します(多言語化, デザインの統一, ふりがな表示やピクトグラムを活用等)。	長期
	適切に視覚障害者誘導用ブロックを設置します(JIS 規格適合, 輝度比の確保, 滑りにくい材質, 障害当事者参加による敷設方法の検討)。	長期
教育啓発・ 心のバリアフリー	利用者への適切な対応を推進するための職員教育を実施します。	継続
人的対応・接遇	手話のできる係員やハートフルアドバイザー等の資格を持った係員を案内所等に配置します。	長期

エ 下布田ふれあいの家 事業主体:調布市

表 1.58 下布田ふれあいの家における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
駐輪場	施設利用者向け駐輪場の整理・整頓を行います。	継続

オ 布田駅南ふれあいの家 事業主体:調布市

表 1.59 布田駅南ふれあいの家における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
トイレ	[車いす使用者用トイレ]目隠し用のカーテンを設置します。	中期
駐輪場	施設利用者向け駐輪場の整理・整頓を行います。	継続

カ 国領第二ふれあいの家 事業主体:調布市

表 1.60 国領第二ふれあいの家における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
駐輪場	施設利用者向け駐輪場の整理・整頓を行います。	継続

キ 国領駅北ふれあいの家 事業主体:調布市

表 1.61 国領駅北ふれあいの家における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
トイレ	[車いす使用者用トイレ]目隠し用のカーテンを設置します。	中期

ク 国領ふれあいの家 事業主体:調布市

表 1.62 国領ふれあいの家における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
トイレ	[車いす使用者用トイレ]目隠し用のカーテンを設置します。	中期
駐輪場	施設利用者向け駐輪場の整理・整頓を行います。	継続

ケ 総合福祉センター 事業主体:調布市

表 1.63 総合福祉センターにおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
全体	総合福祉センターの整備に関する検討と連携を図り、高齢者、障害者等の多様な利用者の状況や共通の配慮事項を踏まえ、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を行います。	短期
教育啓発・心のバリアフリー	利用者への適切な対応を推進するための職員教育を実施します。	継続
	施設周辺の道路上における放置自転車や看板設置の禁止を促す取組を実施します。	継続
	エレベーター等の優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を実施します(分かりやすい場所への案内掲示等)。	継続
人的対応・接遇	手話のできる係員やハートフルアドバイザー等の資格を持った係員を案内所等に配置します。	継続
	係員による案内やサポートなどの対応を充実します。	継続

※行革プラン2019,公共施設見直し方針等に基づいて事業の内容を整理しています。

コ 子ども家庭支援センターすこやか 事業主体:調布市

表 1.64 子ども家庭支援センターすこやかにおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
出入口・敷地内通路	出入口付近の荷物等の整理・整頓により有効幅員を確保します。	継続
トイレ	利用者に配慮した車いす使用者用トイレを整備します(利用しやすいボタン,袖壁,温水洗浄便座,目隠しカーテンの設置等)。	検討中
案内・情報バリアフリー	多様な利用者に分かりやすい案内サインを設置します(カラーユニバーサルデザインに配慮した配色,多言語化,デザインの統一,ふりがな表示やピクトグラムを活用等)。	検討中

案内・情報 バリアフリー	筆談具やコミュニケーションボードを設置し, 設置を示す案内を掲示します。	長期
教育啓発・ 心のバリアフリー	利用者への適切な対応を推進するための職員教育を実施します。	継続
	エレベーター等の優先利用に関して, 利用者へのマナー啓発を実施します(分かりやすい場所への案内掲示 等)。	中期
人的対応・接遇	係員による案内やサポートなどの対応を充実します。	継続

サ 保健センター 事業主体:調布市

表 1.65 保健センターにおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
エレベーター	大規模改修等にあわせ, 誰にでも押しやすいボタンに改善します。	検討中
トイレ	一般トイレにおけるおむつ交換台の更新を検討します。	検討中
駐輪場	施設利用者向け駐輪場を整理・整頓します。	継続
案内・情報 バリアフリー	トイレやエレベーターなど聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できる設備の設置を検討します。	検討中
教育啓発・ 心のバリアフリー	施設周辺の道路上における放置自転車や看板設置の禁止を促す取組を実施します。	継続

シ ちょうふだぞう・すまいる分室 事業主体:調布市

表 1.66 ちょうふだぞう・すまいる分室における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
トイレ	[車いす使用者用トイレ]目隠し用のカーテンを設置します。	検討中
案内・情報 バリアフリー	筆談具の設置を示す案内を掲示します。	短期

ス 文化会館たづくり 事業主体:調布市

表 1.67 文化会館たづくりににおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
出入口・ 敷地内通路	大規模改修等にあわせ, 道路と建物の連続性を確保します。	検討中
エレベーター	大規模改修等にあわせ, くすのきホールの階に直結する一般用エレベーターの設置を検討します。	検討中
	大規模改修等にあわせ, 誰にでも押しやすいボタンに改善します。	短期

エレベーター	車いす使用者が出入口を容易に確認できる鏡の設置を充実します。	短期
	エレベーターに音声案内設備を設置します。	検討中
エスカレーター	大規模改修等にあわせ、エスカレーターにおける音声案内の設置を検討します。	検討中
階段	利用しやすい階段を整備します(両側, 2段手すりの設置, 段鼻*の強調, カラーユニバーサルデザインに配慮等)。	順次
トイレ	一般トイレにおけるおむつ交換台の更新を検討します。	順次
	一般トイレにおける, 洋式便器の設置や車いす使用者等が利用できる広めの個室, オストメイト*対応設備を整備します。	順次
	利用者に配慮した車いす使用者用トイレに改善します(移乗しやすい手すりの設置, 開けやすいドアの設置, オストメイト対応設備の設置, 左麻痺・右麻痺への対応)。	順次
駐輪場	施設利用者向け駐輪場を整理・整頓します。	継続
その他設備	大規模改修等にあわせ, 誰にでも利用しやすいステージへの改善に向けて検討します。	検討中
	案内所等において, 車いす使用者が利用しやすい高さのカウンターを設置します。	検討中
	利用しやすい自販機コーナーに改善します。	検討中
	1階エントランスの空間活用を改善します。	検討中
案内・情報 バリアフリー	トイレやエレベーターなど聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できる設備の設置を検討します。	順次
	多様な利用者に分かりやすい案内サインを設置します(カラーユニバーサルデザインに配慮した配色, 多言語化, デザインの統一, ふりがな表示やピクトグラムの活用等)。	順次
	大型ベッド付きトイレへの分かりやすい案内表示を実施します。	順次
	適切に視覚障害者誘導用ブロックを設置します(JIS規格適合, 輝度比の確保, 滑りにくい材質, 障害当事者参加による敷設方法の検討)。	順次
	視覚障害者の施設内の誘導方法について総合的に検討します(触知案内図の活用方法の検討や人的対応による案内等)。	順次
教育啓発・ 心のバリアフリー	利用者への適切な対応を推進するための職員教育を実施します。	継続
	施設周辺の道路上における放置自転車や看板設置の禁止を促す取組を実施します。	継続
	エレベーター等の優先利用に関して, 利用者へのマナー啓発を分かりやすい場所に案内掲示します。	継続

人的対応・接遇	受付等における利用者への声かけ等人的対応を強化します。	継続
	手話のできる係員やハートフルアドバイザー等の資格を持った係員を案内所等に配置します。	継続

セ グリーンホール 事業主体:調布市

表 1.68 グリーンホールにおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
出入口・敷地内通路	調布駅周辺の整備にあわせ、施設出入口における自動ドアの増設を検討します。	検討中
	調布駅周辺の整備にあわせ、柱の位置の改善を検討します。	検討中
	道路と建物の連続性に配慮します(段差や勾配の解消等)。	検討中
通路(廊下)	調布駅周辺の整備にあわせ、主要な経路における段差を解消します。	検討中
	調布駅周辺の整備にあわせ、通路における勾配の改善を検討します。	検討中
エレベーター	利用しやすいエレベーターを整備します(浮彫ボタン、音声案内、窓ガラス、両側車いす用操作盤の設置等)。	検討中
エスカレーター	調布駅周辺の整備にあわせ、エスカレーターの設置を検討します。	検討中
階段	調布駅周辺の整備にあわせ、手すりの設置や識別しやすい段の確保を検討します。	検討中
トイレ	[車いす使用者用トイレ]目隠し用のカーテンを設置します。	順次
	トイレ出入口の斜路における勾配の改善を検討します。	検討中
	車いす使用者用トイレの利用集中を防ぐため、ベビーチェアやベビーベッドは男女別トイレにそれぞれ設置し、分かりやすい案内を表示します。	検討中
駐車場・駐輪場	駐輪・駐車スペースの確保、案内表示の設置を検討します。	検討中
その他設備	休憩スペースや授乳室を確保します。	検討中
	案内所等に車いす使用者が利用しやすい高さのカウンターを設置します。	検討中
案内・情報バリアフリー	多様な利用者に分かりやすい案内サインを設置します(大きくて分かりやすい表示、カラーユニバーサルデザインに配慮した配色、多言語化、デザインの統一、ふりがな表示やピクトグラム等の活用等)。	検討中
	適切に視覚障害者誘導用ブロックを設置します(JIS規格適合、輝度比の確保、滑りにくい材質、障害当事者参加による敷設方法の検討)。	順次

案内・情報 バリアフリー	触知案内図は音声案内や視覚障害者誘導用ブロックの設置等により、設置位置を把握できるように配慮します。	検討中
教育啓発・ 心のバリアフリー	利用者への適切な対応を推進するための職員教育を実施します。	継続
	施設周辺の道路上における放置自転車や看板設置の禁止を促す取組を実施します。	継続
人的対応・接遇	手話のできる係員やハートフルアドバイザー等の資格を持った係員を案内所等に配置します。	継続

ソ 中央図書館 事業主体:調布市

表 1.69 中央図書館における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
案内・情報 バリアフリー	多様な利用者に分かりやすい案内サインを設置します(大きくて分かりやすい表示, カラーユニバーサルデザインに配慮した配色, 多言語化 等)。	順次
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について, 係員の教育を実施します。	継続
人的対応・接遇	係員による案内やサポートなどの対応を充実します。	継続

タ 図書館国領分館 事業主体:調布市

表 1.70 図書館国領分館における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
階段	利用しやすい階段を整備します(両側, 2段手すりの設置, 段鼻の強調, カラーユニバーサルデザインに配慮等)。	検討中
駐輪場	施設利用者向け駐輪場の整理・整頓を行います。	継続
案内・情報 バリアフリー	多様な利用者に分かりやすい案内サインを設置します(カラーユニバーサルデザインに配慮した配色, 多言語化 等)。	順次
	筆談具やコミュニケーションボードを設置し, 設置を示す案内を掲示します。	継続
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について, 係員の教育を実施します。	継続
人的対応・接遇	係員による案内やサポートなどの対応を充実します。	継続

チ トリエ京王調布 C 館 事業主体:京王電鉄株式会社

表 1.71 トリエ京王調布 C 館における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
トイレ	[車いす使用者用トイレ]目隠し用のカーテンを設置します。	検討中

ツ 調布警察署 事業主体:警視庁 調布警察署

表 1.72 調布警察署における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
全体	大規模改修時は、共通の配慮事項や移動等円滑化基準を踏まえたバリアフリー化を実施します。	長期
案内・情報 バリアフリー	筆談具やコミュニケーションボードを設置し、設置を示す案内を掲示します。	短期
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、係員の教育を実施します。	継続
	エレベーター等の優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を実施します(分かりやすい場所への案内掲示 等)。	継続
人的対応・接遇	手話のできる係員やハートフルアドバイザー等の資格を持った係員を案内所等に配置します。	継続
	係員による案内やサポートなどの対応を充実します。	継続

テ 調布東山病院 事業主体:医療法人社団 東山会

表 1.73 調布東山病院における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
エレベーター	エレベーターに車いす使用者が出入口を容易に確認できる鏡を設置します。	短期
階段	カラーユニバーサルデザインに配慮し、識別しやすい段鼻を設置します。	中期
案内・情報 バリアフリー	出入口やトイレ、エレベーター、駐車場等があることを示す案内表示を設置します。	検討中
	多様な利用者に分かりやすい案内サインを設置します(大きくて分かりやすい表示、カラーユニバーサルデザインに配慮した配色、多言語化、デザインの統一、ふりがな表示やピクトグラムの活用 等)。	検討中
	触知案内図は音声案内や視覚障害者誘導用ブロックの設置等により、設置位置を把握できるように配慮します。	長期

教育啓発・心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、係員の教育を実施します。	継続
	エレベーター等の優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を実施します(分かりやすい場所への案内掲示 等)。	継続
人的対応・接遇	手話のできる係員やハートフルアドバイザー等の資格を持った係員を案内所等に配置します。	継続
	係員による案内やサポートなどの対応を充実します。	継続

ト 多摩川病院 事業主体:医療法人社団 大和会 多摩川病院

表 1.74 多摩川病院における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
通路(廊下)	主要な経路における段差を解消します。	検討中
エレベーター	利用しやすいエレベーターを整備します(浮彫ボタン, 音声案内, 鏡の設置 等)。	検討中
階段	利用しやすい階段を整備します(両側, 2段手すりの設置, 段鼻の強調, カラーユニバーサルデザインに配慮 等)。	検討中
トイレ	利用者に配慮した車いす使用者用トイレを整備します(大型ベッド, 利用しやすいボタン, 袖壁, 目隠しカーテンの設置, 左麻痺・右麻痺への配慮 等)。	検討中
	一般トイレにおける, 洋式便器の設置や車いす使用者等が利用できる広めの個室, オストメイト対応設備を整備します。	検討中
	車いす使用者用トイレの利用集中を防ぐため, ベビーチェアやベビーベッドは男女別トイレにそれぞれ設置し, 分かりやすい案内を表示します。	検討中
	性的少数者(LGBTQ 等)への配慮や異性介助の点から, 男女共用トイレの整備を促進します。	検討中
駐車場	利用者に配慮した駐車場を確保します(車いす使用者用駐車施設の位置, 乗降スペース, 分かりやすい表示, 屋根 等)。	検討中
その他設備	休憩スペースや授乳室を確保します。	検討中
案内・情報バリアフリー	聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できる設備を設置します(文字情報や光による情報の伝達 等)。	検討中
	多様な利用者に分かりやすい案内サインを設置します(大きくて分かりやすい表示, カラーユニバーサルデザインに配慮した配色, 多言語化, デザインの統一, ふりがな表示やピクトグラム の活用 等)。	検討中
	適切に視覚障害者誘導用ブロックを設置します(JIS 規格適合, 輝度比の確保, 滑りにくい材質, 障害当事者参加による敷設方法の検討)。	検討中

案内・情報 バリアフリー	触知案内図は音声案内や視覚障害者誘導用ブロックの設置等により、設置位置を把握できるように配慮します。	検討中
	筆談具やコミュニケーションボードを設置し、設置を示す案内を掲示します。	継続
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、係員の教育を実施します。	継続
	エレベーター等の優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を実施します（分かりやすい場所への案内掲示 等）。	継続
人的対応・接遇	手話のできる係員やハートフルアドバイザー等の資格を持った係員を案内所等に配置します。	継続
	係員による案内やサポートなどの対応を充実します。	継続

ナ 調布クレストンホテル 事業主体:ホテルマネージメントインターナショナル株式会社

表 1.75 調布クレストンホテルにおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
全体	ホテル内のカラーデザインに配慮します。	長期
通路(廊下)	エレベーターホールの防火区画柱の視認性を向上します。	長期
客室	車いす利用者でも利用しやすい客室を設けます。	中期
トイレ	空き状況が分かるフラッグを設置します。	長期
	車いす利用者用トイレや男女共用トイレを設置します。	長期
案内・情報 バリアフリー	筆談具の設置を示す案内を分かりやすく改善します。	短期
	多言語対応のコミュニケーションツールの設置を検討します。	短期
	パトライトの常設を検討します。	長期
	ホームページにバリアフリー情報を掲載します。	短期
教育啓発・ 心のバリアフリー	利用者への適切な対応をするため従業員に教育をします。	継続

ニ アーバンホテル ツインズ調布 事業主体:株式会社タイレル アーバンホテルツインズ調布

表 1.76 アーバンホテル ツインズ調布における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
案内・情報 バリアフリー	筆談具を設置し、設置を示す案内を掲示します。	短期
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、係員の教育を実施します。	継続
人的対応・接遇	係員による案内やサポートなどの対応を充実します。	継続

ヌ 東横INN調布京王線布田駅 事業主体:株式会社東横イン 調布京王線布田駅

表 1.77 東横INN調布京王線布田駅における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
人的対応・接遇	手話のできる係員やハートフルアドバイザー等の資格を持った係員を案内所等に配置します。	長期

ネ 西友調布店 事業主体:合同会社西友 調布店

表 1.78 西友調布店における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
エレベーター	エレベーターへの案内を設置するとともに利用しやすくなるように配慮します。	短期
トイレ	利用者に配慮した車いす使用者用トイレを整備します(十分な広さの確保, 大型ベッド, 利用しやすいボタン, 袖壁, 温水洗浄便座, 目隠しカーテンの設置, 左麻痺・右麻痺への配慮等)。	検討中
	一般トイレにおける, 洋式便器の設置や車いす使用者等が利用できる広めの個室, オストメイト対応設備を整備します。	検討中
	車いす使用者用トイレの利用集中を防ぐため, ベビーチェアやベビーベッドは男女別トイレにそれぞれ設置し, 分かりやすい案内を表示します。	検討中
	性的少数者(LGBTQ等)への配慮や異性介助の点から, 男女共用トイレの整備を促進します。	検討中
案内・情報 バリアフリー	聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できる設備を設置します(文字情報や光による情報の伝達等)。	検討中
	多様な利用者に分かりやすい案内サインを設置します(多言語化等)。	検討中
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について, 係員の教育を実施します。	継続
人的対応・接遇	係員による案内やサポートなどの対応を充実します。	継続

ノ 調布パルコ 事業主体:株式会社パルコ 調布店

表 1.79 調布パルコにおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
通路(廊下)	主要な通路における有効幅員(140cm以上)を確保します(商品や荷物への配慮等)。	短期

エレベーター	エレベーターの設備を充実します（音声案内、視覚障害者誘導用ブロックの設置）	長期
階段	利用しやすい階段を整備します（両側、2段手すりの設置、段鼻の強調、カラーユニバーサルデザインに配慮 等）。	長期
トイレ	非常用呼び出しボタンを設置します（3, 4階男子トイレ）。	検討中
	[車いす使用者用トイレを2か所以上設置する場合]便座の向きを反対にするなど、左麻痺・右麻痺などの利用者に配慮した整備を推進します。	長期
	[車いす使用者用トイレ]誰もが分かりやすく、かつ利用しやすいボタンを設置します（開閉・洗浄ボタンの位置 等）。	長期
	[車いす使用者用トイレ]音声案内を聞きやすいように改善します。	長期
	一般トイレにおける、洋式便器の設置や車いす使用者等が利用できる広めの個室、オストメイト対応設備を整備します。	長期
	車いす使用者用トイレの利用集中を防ぐため、ベビーチェアやベビーベッドは男女別トイレにそれぞれ設置し、分かりやすい案内を表示します。	長期
	性的少数者（LGBTQ 等）への配慮や異性介助の点から、男女共用トイレの整備を促進します。	長期
その他設備	利用しやすく、分かりやすい案内所等を設置します（分かりやすい位置、視覚障害者誘導用ブロック、音声案内、点字、インターホンの設置 等）	長期
	休憩スペースを確保します。	短期
	授乳室を確保します。	長期
案内・情報 バリアフリー	施設やその周辺の案内図を設置します。	検討中
	多様な利用者に分かりやすい案内サインを設置します（カラーユニバーサルデザインに配慮した配色、多言語化、デザインの統一、ふりがな表示やピクトグラムを活用 等）。	長期
	適切に視覚障害者誘導用ブロックを設置します（JIS 規格適合、輝度比の確保、滑りにくい材質、障害当事者参加による敷設方法の検討）。	長期
	触知案内図は音声案内や視覚障害者誘導用ブロックの設置等により、設置位置を把握できるように配慮します。	長期
	筆談具やコミュニケーションボードを設置し、設置を示す案内を掲示します。	継続
教育啓発・ 心のバリアフリー	利用者への適切な対応を推進するための従業員教育を実施します。	継続
	施設周辺における放置自転車や看板設置禁止を促す取組を実施します。	継続

教育啓発・ 心のバリアフリー	エレベーター等の優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を実施します（分かりやすい場所への案内掲示 等）。	継続
人的対応・接遇	障害者用駐車施設が利用しやすいよう従業員によるサポートを実施します。	継続
	手話のできる係員やハートフルアドバイザー等の資格を持った係員を案内所等に配置します。	検討中
	係員による案内やサポートなどの対応を充実します。	継続

ハ イトーヨーカドー国領店 事業主体:株式会社イトーヨーカ堂 国領店

表 1.80 イトーヨーカドー国領店における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
駐車場	車いす使用者用駐車施設の満空情報を出入口で表示します。	長期
	立体駐車場入口と店舗出入口の区別を分かりやすくします。	長期
駐輪場	施設利用者向け駐輪場の整理・整頓を行います。	継続
教育啓発・ 心のバリアフリー	利用者への適切な対応を推進するための職員教育を実施します。	継続

ヒ 調布とうきゅう 事業主体:株式会社東急ストア

表 1.81 調布とうきゅうにおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
エレベーター	利用しやすいエレベーターを検討します（窓ガラス、両側車いす用操作盤、鏡の設置 等）。	長期
階段	手すりの設置を検討します（両側、2段手すり）。	長期
トイレ	性的少数者（LGBTQ 等）への配慮や異性介助の点から、男女共用トイレの整備を検討します。	長期
	トイレの清掃等の維持管理に努めます。	短期
駐輪場	施設利用者向け駐輪場の整理・整頓します。	継続
その他設備	休憩スペースや授乳室を確保します。	長期
	利用しやすく、分かりやすい案内所等の設置を検討します（視覚障害者誘導用ブロック、音声案内、点字、インターホン、車いす使用者でも利用しやすい高さのカウンターの設置 等）	長期
案内・情報 バリアフリー	施設内外における案内を充実します。	継続
	聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できる設備を設置します（文字情報や光による情報の伝達 等）。	長期
	多様な利用者に分かりやすい案内サインを設置します（多言語化、デザインの統一、ふりがな表示やピクトグラムを活用 等）。	長期

案内・情報 バリアフリー	筆談具やコミュニケーションボードを設置し、設置を示す案内を掲示します。	長期
教育啓発・ 心のバリアフリー	利用者への適切な対応を推進するための職員教育を実施します。	継続
	エレベーター等の優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を実施します（分かりやすい場所への案内掲示 等）。	継続
人的対応・接遇	手話のできる係員やハートフルアドバイザー等の資格を持った係員を案内所等に配置を目指します。	長期

フ ロイヤルプラザ 事業主体:嶋静商事株式会社

表 1.82 ロイヤルプラザにおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
全体	建替えによる施設のバリアフリー化を実施します（出入口、通路、エレベーター、階段、トイレ、休憩スペース、案内 等）。	中期
教育啓発・ 心のバリアフリー	施設周辺の道路上における放置自転車や看板設置の禁止を促す取組を実施します。	継続
	多様な利用者への適切な対応について、係員の教育を実施します。	中期
人的対応・接遇	手話のできる係員やハートフルアドバイザー等の資格を持った係員を案内所等に配置します。	順次
	係員による案内やサポートなどの対応を充実します。	順次

ヘ マルエツ国領店 事業主体:株式会社マルエツ

表 1.83 マルエツ国領店における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
トイレ	車いす使用者用トイレの利用集中を防ぐため、ベビーチェアやベビーベッドは男女別トイレにそれぞれ設置し、分かりやすい案内を表示します。	検討中
案内・情報 バリアフリー	筆談具やコミュニケーションボードを設置し、設置を示す案内を掲示します。	継続
教育啓発・ 心のバリアフリー	エレベーター等の優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を実施します（分かりやすい場所への案内掲示 等）。	継続
人的対応・接遇	係員による案内やサポートなどの対応を充実します。	継続

ホ 西友国領店 事業主体:合同会社西友 国領店

表 1.84 西友国領店における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
トイレ	利用者に配慮した車いす使用者用トイレを整備します(大型ベッド, 利用しやすいボタン, 温水洗浄便座, 目隠しカーテンの設置, 左麻痺・右麻痺への配慮 等)。	検討中
	一般トイレにおける, 洋式便器の設置や車いす使用者等が利用できる広めの個室, オストメイト対応設備を整備します。	検討中
その他設備	道路から案内所等までの経路における視覚障害者誘導用ブロックや音声案内, 点字, インターホンなど視覚障害者を誘導する設備を設置します。	検討中
案内・情報 バリアフリー	聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できる設備を設置します(文字情報や光による情報の伝達 等)。	検討中
	案内サインを多言語化します。	検討中
教育啓発・ 心のバリアフリー	利用者への適切な対応を推進するための職員教育を実施します。	継続
	エレベーター等の優先利用に関して, 利用者へのマナー啓発を実施します(分かりやすい場所への案内掲示 等)。	継続
人的対応・接遇	係員による案内やサポートなどの対応を充実します。	継続

マ トリエ京王調布 A 館 事業主体:京王電鉄株式会社

表 1.85 トリエ京王調布 A 館における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
トイレ	[車いす使用者用トイレ]目隠し用のカーテンを設置します。	検討中
案内・情報 バリアフリー	筆談具を設置し, 設置を示す案内を掲示します。	短期

ミ トリエ京王調布 B 館 事業主体:京王電鉄株式会社

表 1.86 トリエ京王調布 B 館における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
通路(廊下)	主要な通路における有効幅員(140cm 以上)を確保します(商品や荷物への配慮 等)。	検討中
トイレ	[車いす使用者用トイレ]目隠し用のカーテンを設置します。	検討中
案内・情報 バリアフリー	エレベーター位置等を示す案内サインを増設します。	検討中
	筆談具やコミュニケーションボードを設置し, 設置を示す案内を掲示します。	短期

ム オーケー調布店 事業主体:オーケー株式会社 オーケー調布店

表 1.87 オーケー調布店における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
トイレ	[車いす使用者用トイレ]目隠し用のカーテンを設置します。	短期
案内・情報 バリアフリー	筆談具を設置し,設置を示す案内を掲示します。	短期
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について,係員の教育を実施 します。	継続
人的対応・接遇	係員による案内やサポートなどの対応を充実します。	継続

メ 三井住友銀行調布駅前支店 事業主体:三井住友銀行調布駅前支店

表 1.88 三井住友銀行調布駅前支店における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
出入口・ 敷地内通路	出入口の段差を解消します。	検討中
駐輪場	施設利用者向け駐輪場の整理・整頓を行います。	継続
ATM	車いす使用者に対応した ATM を導入します。	検討中
案内・情報 バリアフリー	案内サインを多言語表記とします。	検討中

モ 三井住友銀行国領支店 事業主体:三井住友銀行国領支店

表 1.89 三井住友銀行国領支店における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
駐車場	利用者に配慮した駐車場を確保します(車いす使用者用駐車 施設の位置,乗降スペース,分かりやすい表示,屋根 等)。	検討中
駐輪場	施設利用者向け駐輪場の整理・整頓を行います。	継続
ATM	車いすでも利用できるよう,ATM 周りに広いスペースを確保 します。	検討中
案内・情報 バリアフリー	案内サインを多言語表記とします。	検討中

ヤ リソな銀行調布支店 事業主体:リソな銀行調布支店

表 1.90 リソな銀行調布支店における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
トイレ	利用者に配慮した車いす使用者用トイレを整備します(大型ベッド, 目隠しカーテンの設置, 左麻痺・右麻痺への配慮等)。	長期
駐輪場	施設利用者向け駐輪場の整理・整頓を行います。	継続
案内・情報 バリアフリー	聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できる設備を設置します(文字情報や光による情報の伝達 等)。	長期
	触知案内図は音声案内や視覚障害者誘導用ブロックの設置等により, 設置位置を把握できるように配慮します。	長期
人的対応・接遇	手話のできる係員やハートフルアドバイザー等の資格を持った係員を案内所等に配置します。	長期

ユ 山梨中央銀行調布支店 事業主体:山梨中央銀行調布支店

表 1.91 山梨中央銀行調布支店における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
駐車場	利用者に配慮した駐車場を確保します(車いす使用者用駐車施設の位置, 乗降スペース, 分かりやすい表示, 屋根 等)。	検討中
その他設備	道路から案内所等までの経路における視覚障害者誘導用ブロックや音声案内, 点字, インターホンなど視覚障害者を誘導する設備を設置します。	検討中
案内・情報 バリアフリー	多様な利用者に分かりやすい案内サインを設置します(多言語化, デザインの統一, ふりがな表示やピクトグラムを活用等)。	検討中

ヨ 多摩信用金庫調布支店 事業主体:多摩信用金庫調布支店

表 1.92 多摩信用金庫調布支店における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
人的対応・接遇	認知症サポーター講習を受講済の職員を案内所等に配置します。	継続

ラ 多摩信用金庫調布北口支店 事業主体:多摩信用金庫調布北口支店

表 1.93 多摩信用金庫調布北口支店における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
人的対応・接遇	認知症サポーター講習を受講済の職員を案内所等に配置します。	継続

リ 東京三協信用金庫調布支店 事業主体:東京三協信用金庫調布支店

表 1.94 東京三協信用金庫調布支店における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
エレベーター	利用しやすいエレベーターを整備します(浮彫ボタン, 音声案内, 窓ガラスの設置 等)。	検討中
トイレ	[車いす使用者用トイレ]目隠し用のカーテンを設置します。	検討中
教育啓発・心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について, 係員の教育を実施します。	検討中
	エレベーター等の優先利用に関して, 利用者へのマナー啓発を実施します(分かりやすい場所への案内掲示 等)。	検討中

ル JAマインズ調布支店 事業主体:JAマインズ調布支店

表 1.95 JAマインズ調布支店における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
案内・情報バリアフリー	筆談具やコミュニケーションボードを設置し, 設置を示す案内を掲示します。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について, 係員の教育を実施します。	継続
人的対応・接遇	手話のできる係員やハートフルアドバイザー等の資格を持った係員を案内所等に配置します。	継続
	係員による案内やサポートなどの対応を充実します。	継続

レ 調布郵便局 事業主体:調布郵便局

表 1.96 調布郵便局における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
出入口・敷地内通路	車いす使用者等が利用しやすい出入口を確保します(安全で使いやすい戸, 出入口幅85cm 以上 等)。	検討中
階段	利用しやすい階段を整備します(両側, 2段手すりの設置, 段鼻の強調, カラーユニバーサルデザインに配慮 等)。	検討中

駐輪場	施設利用者向け駐輪場の整理・整頓を実施します。	継続
その他設備	車いす使用者の利用に配慮したカウンターを適切に維持管理します。	継続
案内・情報 バリアフリー	筆談具やコミュニケーションボードを設置し、設置を示す案内を掲示します。	継続
	聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できる設備を設置します(文字情報や光による情報の伝達等)。	検討中
	多様な利用者に分かりやすい案内サインを設置します(カラーユニバーサルデザインに配慮した配色, 多言語化, デザインの統一, ふりがな表示やピクトグラムの活用等)。	検討中
教育啓発・ 心のバリアフリー	施設周辺の道路上における放置自転車や看板設置の禁止を促す取組を実施します。	継続
	多様な利用者への適切な対応について, 係員の教育を実施します。	継続
	エレベーター等の優先利用に関して, 利用者へのマナー啓発を実施します(分かりやすい場所への案内掲示等)。	継続
人的対応・接遇	手話のできる係員やハートフルアドバイザー等の資格を持った係員を案内所等に配置します。	検討中
	係員による案内やサポートなどの対応を充実します。	継続

□ 調布市役所前郵便局 事業主体:調布市役所前郵便局

表 1.97 調布市役所前郵便局における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
案内・情報 バリアフリー	多様な利用者に分かりやすい案内サインを設置します(大きくて分かりやすい表示, カラーユニバーサルデザインに配慮した配色, 多言語化, デザインの統一, ふりがな表示やピクトグラムの活用等)。	検討中
	筆談具やコミュニケーションボードを設置し、設置を示す案内を掲示します。	検討中
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について, 係員の教育を実施します。	検討中
人的対応・接遇	手話のできる係員やハートフルアドバイザー等の資格を持った係員を案内所等に配置します。	検討中
	係員による案内やサポートなどの対応を充実します。	検討中

フ 調布国領五郵便局 事業主体:調布国領五郵便局

表 1.98 調布国領五郵便局における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
教育啓発・心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、係員の教育を実施します。	継続
人的対応・接遇	係員による案内やサポートなどの対応を充実します。	継続

フ 国領駅前郵便局 事業主体:国領駅前郵便局

表 1.99 国領駅前郵便局における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
出入口・敷地内通路	車いす使用者等が利用しやすい出入口を確保します(安全で使いやすい戸, 出入口幅85cm以上等)。	長期
エレベーター	利用しやすいエレベーターを整備します(浮彫ボタン, 音声案内, 窓ガラス, 両側車いす用操作盤, 鏡の設置等)。	長期
階段	利用しやすい階段を整備します(両側, 2段手すりの設置, 段鼻の強調, カラーユニバーサルデザインに配慮等)。	長期
トイレ	[車いす使用者用トイレ]目隠し用のカーテンを設置します。	長期
駐車場	利用者に配慮した駐車場を確保します(車いす使用者用駐車施設の位置, 乗降スペース, 分かりやすい表示, 屋根等)。	長期
駐輪場	施設利用者向け駐輪場の整理・整頓を行います。	中期
その他設備	利用しやすく, 分かりやすい案内所等を設置します(分かりやすい位置, 視覚障害者誘導用ブロック, 音声案内, 点字, インターホンの設置等)	中期
	案内所等に車いす使用者が利用しやすい高さのカウンターを設置します。	長期
案内・情報バリアフリー	聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できる設備を設置します(文字情報や光による情報の伝達等)。	長期
	出入口やトイレ, エレベーター, 駐車場等があることを示す案内表示を設置します。	長期
	多様な利用者に分かりやすい案内サインを設置します(大きくて分かりやすい表示, カラーユニバーサルデザインに配慮した配色, 多言語化, デザインの統一, ふりがな表示やピクトグラム等の活用等)。	中期
	視覚障害者誘導用ブロックは JIS 規格で床面との輝度比を確保した滑りにくいものを使用します。	中期
	視覚障害者誘導用ブロックは出入口から受付までの間を敷設するなど, 障害当事者参加による敷設方法を検討します。	長期

案内・情報 バリアフリー	触知案内図は音声案内や視覚障害者誘導用ブロックの設置等により、設置位置を把握できるように配慮します。	長期
	筆談具やコミュニケーションボードを設置し、設置を示す案内を掲示します。	短期
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、係員の教育を実施します。	中期
	エレベーター等の優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を実施します（分かりやすい場所への案内掲示 等）。	長期
人的対応・接遇	手話のできる係員やハートフルアドバイザー等の資格を持った係員を案内所等に配置します。	中期
	係員による案内やサポートなどの対応を充実します。	中期

ン コクティール 事業主体:大和地所コミュニティライフ株式会社

表 1.100 コクティールにおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
全体	<p>大規模修繕等にあわせ、以下のバリアフリー化を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用しやすいエレベーターの整備（浮彫ボタン、音声案内、窓ガラス 等） ○階段における両側手すりや識別しやすい段鼻の設置 ○聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できる設備の設置（文字情報や光による情報の伝達 等） ○多様な利用者に分かりやすい案内サインの設置（大きくて分かりやすい表示、カラーユニバーサルデザインに配慮した配色、多言語化、デザインの統一、ふりがな表示やピクトグラム の活用 等） ○適切な視覚障害者誘導用ブロックの設置（JIS 規格適合、輝度比の確保、滑りにくい材質、障害当事者参加による敷設方法の検討） ○触知案内図は音声案内や視覚障害者誘導用ブロックの設置等により、設置位置を把握できるように配慮 	検討中
教育啓発・ 心のバリアフリー	利用者への適切な対応を推進するための職員教育を実施します。	継続
	エレベーター等の優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を実施します（分かりやすい場所への案内掲示 等）。	検討中
	施設周辺の道路上における放置自転車や看板設置の禁止を促す取組を実施します。	継続
人的対応・接遇	係員による案内やサポートなどの対応を充実します。	継続

ア ココスクエア 事業主体:株式会社ココスクエア調布

表 1.101 ココスクエアにおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
駐輪場	施設利用者向け駐輪場を整理・整頓します。	継続
案内・情報 バリアフリー	聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できる設備を設置します(文字情報や光による情報の伝達 等)。	長期
教育啓発・ 心のバリアフリー	施設周辺の道路上における放置自転車や看板設置の禁止を促す取組を実施します。	継続
	多様な利用者への適切な対応について,係員の教育を実施します。	継続
人的対応・接遇	手話のできる係員やハートフルアドバイザー等の資格を持った係員を案内所等に配置します。	継続

(5) 都市公園特定事業

ア 上布田公園 事業主体:調布市

表 1.102 上布田公園における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
出入口	歩道から出入口, 主要な施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置します。	検討中
園路	主要な園路は平坦で固くしまっていて滑りにくい舗装とします。	検討中
トイレ	利用者に配慮した車いす使用者用トイレを設置します(十分な広さの確保, 動線の確保, 利用しやすいボタン, 袖壁, 温水洗浄便座 等)。	長期
	一般トイレに洋式便器を整備します。	長期
教育啓発・心のバリアフリー	車いす使用者用トイレの優先利用に関して, 利用者へのマネー啓発を実施します(分かりやすい場所への案内掲示 等)。	長期

イ (仮称) 鉄道敷地公園 (相模原線) 事業主体:調布市

表 1.103 (仮称) 鉄道敷地公園 (相模原線) における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
出入口	歩道から出入口, 主要な施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置します。	検討中
トイレ	利用者に配慮した車いす使用者用トイレを設置します(動線の確保, 利用しやすいボタン, 袖壁, 温水洗浄便座の設置 等)。	短期
教育啓発・心のバリアフリー	車いす使用者用トイレの優先利用に関して, 利用者へのマネー啓発を実施します(分かりやすい場所への案内掲示 等)。	短期

ウ こくきた公園 事業主体:調布市

表 1.104 こくきた公園における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
出入口	歩道から出入口, 主要な施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置します。	検討中
園路	主要な園路は平坦で固くしまっていて滑りにくい舗装とします。	検討中
休憩施設	日陰を確保し, 休憩できる場所を設けます。	検討中

エ 国領町1丁目公園 事業主体:調布市

表 1.105 国領町1丁目公園における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
出入口	歩道から出入口, 主要な施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置します。	検討中
園路	主要な園路は平坦で固くしまっていて滑りにくい舗装とします。	検討中
休憩施設	日陰を確保し, 休憩できる場所を設けます。	検討中

オ 国領町3丁目第2公園 事業主体:調布市

表 1.106 国領町3丁目第2公園における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
出入口	歩道から出入口, 主要な施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置します。	検討中
園路	主要な園路は平坦で固くしまっていて滑りにくい舗装とします。	検討中
休憩施設	日陰を確保し, 休憩できる場所を設けます。	検討中

カ くすのき第1児童遊園 事業主体:調布市

表 1.107 くすのき第1児童遊園における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
出入口	歩道から出入口, 主要な施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置します。	検討中
休憩施設	日陰を確保し, 休憩できる場所を設けます。	検討中

キ くすのき第3児童遊園 事業主体:調布市

表 1.108 くすのき第3児童遊園における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
出入口	歩道から出入口, 主要な施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置します。	検討中
園路	主要な園路は平坦で固くしまっていて滑りにくい舗装とします。	検討中

ク 布田南ふれあい公園 事業主体:調布市

表 1.109 布田南ふれあい公園における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
出入口	歩道から出入口, 主要な施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置します。	検討中

(6) 路外駐車場特定事業

ア トリエ平面駐車場 事業主体:京王電鉄株式会社

表 1.110 トリエ平面駐車場における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
案内・情報 バリアフリー	出入口や駐車場等があることを示す案内表示を設置します。	検討中

